

建築物点検マニュアル

平成 30 年 3 月
平成 31 年 3 月 改正
令和 2 年 3 月 改正
令和 3 年 3 月 改正
令和 4 年 3 月 改正
山梨県

目次

第1章 マニュアルの概要	・・・	1
1 目的		
2 適用対象		
3 点検の種類		
4 点検の実施方法等について		
5 留意事項		
第2章 建築基準法に基づく点検について	・・・	2
1 対象		
2 実施者		
3 実施方法		
4 実施時期		
5 点検結果の保管等について		
第3章 他法令に基づく点検について	・・・	3
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期及び方法		
4 点検結果の保管等について		
第4章 長寿命化点検について	・・・	3
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期		
4 長寿命化点検結果の取り扱い		
5 実施方法		
6 点検結果の保管等について		
第5章 日常点検について	・・・	14
1 対象		
2 実施方法及び時期		
3 点検結果の保管について		
<様式等>		
別紙1 点検対象建築物一覧表	・・・	15
別紙2 法令検査点検一覧表	・・・	30
様式1 建築基準法点検票	・・・	31
様式2 長寿命化点検票	・・・	73
様式3 日常点検票	・・・	84

第1章 マニュアルの概要

1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

2 適用対象

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

（1）建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

（2）他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

（3）長寿命化点検

公共施設マネジメント実施方針に規定する長寿命化対象建築物の点検をいう（ただし、同実施方針に基づく公共施設のあり方検討において、長寿命化対象外とされた施設における建築物を除く）。

（4）日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

4 点検の実施方法等について

- （1）建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式1）により実施し、実施方法は「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。
- （2）他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。
- （3）長寿命化点検は、長寿命化点検票（様式2）により実施し、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。
- （4）日常点検は、日常点検票（様式3）を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点検について」に示す。

5 留意事項

- （1）点検に際しては、安全に十分留意すること。
- （2）特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを定期に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は（1）及び（2）である（別紙1「点検対象建築物一覧表」参照）。

（1）建築物

- ① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が200m²を超えるもの
- ② 上記①に掲げる用途の建築物のうち、階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超え200m²以下のもの
- ③ 事務所等の建築物で階数が5以上でかつ床面積の合計が1,000m²を超えるもの

（2）建築設備

昇降機及び上記（1）の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者（一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員）が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（山梨県財務規則における知事部局の「かい」の施設（指定管理施設を除く））で営繕課が必要と認めるものの点検（昇降機点検を除く）については、営繕課が実施する（年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要）。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち予備点検（長寿命化対象建築物においては長寿命化点検含む）を実施すること。

3 実施方法

営繕課が実施する点検は建築基準法点検票（様式1）を使用する（点検票の記載方法は記載例による。）。それ以外については、別途任意様式により実施する。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検票（様式2）を基に、区分欄の①に記載されている建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごとに実施する。

【外壁の全面調査について】

外壁仕上げ材がタイル、石貼り及びモルタル等で施工されている建築物の定期調査において、異常（外壁の手の届く範囲での打診調査で浮きが確認等）が認められた場合、竣工若しくは外壁改修後10年を越えてからの最初の定期調査の場合（ただし、3年以内に改修する場合又は別途歩行者等の安全措置をした場合を除く）は外壁の全面調査を行うことが義務づけられているため、適切な時期に実施すること。

なお、直近の調査結果を、**資産活用課**に提出する長寿命化点検票（様式2）に反映させるとともに、調査結果が分かる資料を添付すること。

※ 平成20年4月1日の建築基準法に基づく告示の改正により規定

※ 全面打診調査は外部委託となるため、所管課で予算措置が必要

5 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告すること。

なお、資産活用課に提出する長寿命化点検票（様式2）は、直近の点検結果を反映すること。

第3章 他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

他法令（電気事業法、消防法等）で点検対象となっている設備等（別紙2「法令検査点検一覧表」参照）。

2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

3 実施時期及び方法

それぞれの法令（電気事業法、消防法等）に基づき実施する（別紙2参照）。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検票（様式2）を基に、区分欄の②に記載されている建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告すること。

なお、資産活用課に提出する長寿命化点検票（様式2）は、直近の点検結果を反映すること。

第4章 長寿命化点検について

公共施設マネジメント実施方針の規定に基づき、施設の長寿命化に必要な建築部位・設備について、県で管理する施設全体の状況を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

1 対象

点検対象は、公共施設マネジメント実施方針に規定する（1）の長寿命化対象建築物のうち、（2）の予防保全・監視保全の建築部位・設備とする（別紙1「点検対象建築物一覧表」参照）。

（1）長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

- ① 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）の施設
- ② 県民又は職員が常時利用する施設

（2）予防保全・監視保全の建築部位・設備

① 予防保全

屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、中央監視装置、空調設備（熱源）

② 監視保全

外部天井、外部建具、自動扉、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

＜参考＞保全管理の考え方（「県公共施設マネジメント実施方針」）

分類		考え方	保全方針
計画保全	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じる前に保全を実施する
	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の兆候に応じて対応する
事後保全		不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対応する

2 実施者

施設管理者が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（営繕課が建築基準法定点検を行うもの、防災拠点など）については、施設の建築基準法定点検を行う時期に合わせ長寿命化点検を営繕課が支援する（年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要）。

ただし、営繕課の支援は、施設管理者が行った長寿命化点検内容の確認等であることから、当該施設管理者は、営繕課が行う建築基準法定点検の前までに必ず長寿命化点検を実施すること。

3 実施時期

毎年度、資産活用課が別途通知する期日（5月末までの間）までに実施する。

4 長寿命化点検結果の取り扱い

長寿命化点検結果は、資産活用課が主催する長寿命化点検結果判定会における県施設全体の長寿命化改修の優先順位付けの資料として活用する。

長寿命化改修の優先順位付けは、次の各状況を踏まえ総合的に判断を実施し、また、毎年度の長寿命化点検結果等により見直しを実施するため、建築・部位の劣化状況等の適切な把握に努めること。

＜判断項目＞ 耐用年数の経過状況（耐用年数経過率）、劣化状況、不具合の状況（現在の発生状況、過去からの発生頻度等）、過去からの修繕履歴、各点検業者の指摘 等

5 実施方法

（1）点検様式

点検は、長寿命化点検票（以下、「点検票」という。）（様式2）を使用する（点検結果は電子データとして作成。）。

（2）点検票区分

- ・ 区分欄の①について
①は、建築基準法に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。
- ・ 区分欄の②について
②は、消防法等他法令に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。
- ・ 区分欄の③について
長寿命化のための独自の点検項目で、施設管理者が点検のうえ記載する。

(3) 判定区分

点検票の建築部位・設備ごとに実施し、判定は次のA、B、Cの3区分とする。

- ・ A判定：異常がない、または劣化等が多少あるが機能上問題がないもの
- ・ B判定：劣化等が進行し機能上支障があるもの（改修の検討が必要なもの）
- ・ C判定：劣化等が著しく進行しており（又は壊れており）、早急な改修の検討が必要なもの

※ B・C判定の場合は、備考欄に劣化の状況等（後述）を記載するとともに、状況が分かる写真を添付すること。

(4) 留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備（熱源）等の設備機器にある点検口を開けて点検する場合は、設備機器内部の動力機器等に十分注意すること。
- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な所属はできる限り使用するなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を点検票に記載し、状況のわかる写真を添付して提出すること。

(5) 点検の手順

点検票の項目ごとの説明及び記載要領は次のとおり。

【ファイル名称】

ファイル名称を次のとおり変更する。

<様式2>長寿命化点検票

⇒ 施設番号（3桁）-建物番号（2桁）施設名称・建物名称

（例：005-01 八ヶ岳少年自然の家・管理棟）

※ 施設番号、施設名称、建物番号、建物名称は「別紙1 点検対象建築物一覧表」を参照。

【表紙】

点検票・表紙に次の各項目を記入する。

<項目>施設番号、施設名称、建物番号、建物名称、建築年月日、延床面積、点検日、点検者職・氏名

※ 施設番号、施設名称、建物番号、建物名称は「別紙1 点検対象建築物一覧表」の施設番号等を転記すること。

※ 建築年月日、延床面積は、施設カルテ、公有財産台帳等を確認し正確に記入すること。

【点検票】

① 該当なし

点検票中の部位・設備自体がない場合は、「該当なし」欄に「●」とする（リストから選択。以下同じ。）こと。

※ 施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」と点検票の点検対象（部位・設備）が一致しているか必ず確認すること。

※ 確認のうえ、施設カルテに誤りがあった場合は、施設カルテを修正し、資産活用課に提出すること。

※ 点検票の「該当なし」と「異常なし・問題なし」を混同しないよう留意すること（部位・設備がない場合は、判定項目欄に「○」入力をしないこと）。

② 更新年度（西暦）

過去に当該部位・設備を更新している場合は、最新の更新年度（西暦）を記載する。

また、今後、更新する予定がある場合（長寿命化改修含む）、更新予定年度を記載する。

※ 部分的な更新や修繕は更新として扱わないこと。

※ 施設開設後に、設備を設置した場合は、設備の設置年度を記載すること。

③ 判定項目（A判定・B判定・C判定）

点検は、原則、目視等（双眼鏡等の使用を含む）により実施し、次の判定項目に該当する場合は当該欄に「○」をし、B・C判定項目に該当がある場合は、備考①又備考②欄に劣化等の状況を記載する（後述）。

判定項目		説明等
A 判 定	異常なし、問題なし	B・C判定項目のいずれにも該当しない場合
B 判 定	建築 建 築	ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が部分的な場合 <u>シート系防水のトップコート（表面の塗装）に変退色や剥離がある場合</u>
	設備	異音、異臭、異常振動がある 耐用年数経過率が1.2以上
	共 通	不具合がある、機能上支障がある 点検業者等の指摘がある
		現に不具合、機能上の支障がある場合 <u>現状、支障等がなくても概ね年1回以上の修繕履歴がある場合</u> 耐用年数経過等による <u>更新推奨の場合こちらに該当</u>

C 判 定	建 築	著しい劣化	ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が当該部位の全面にわたる、又は部分的に大きなひび割れ等がある場合
		雨漏りがある、剥落がある、頻繁な誤作動がある	頻繁な誤作動がある：建具・自動扉の場合
	設 備	機能しない	当該設備が作動はしているが機能していない場合
		作動しない	当該設備が作動していない場合
	共 通	点検業者等から早急な改善の指摘がある	

- ※ 外壁：外部天井を含む。
- ※ 換気設備：換気扇は対象外。
- ※ 排煙機：排煙窓は外部建具に記載。
- ※ 消火設備：消火器は対象外。
- ※ 複数の機器で構成される設備がある場合（例えば冷熱源＝冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど）及び同一の建築部位・設備が複数ある場合（例えば窓、エアコン（空気調和機）など）は、それぞれの機器又は建築部位・設備について該当するB・C判定項目に「○」をし、備考欄にそれぞれの状況等（冷温水機の状況と冷却塔の状況、4階会議室のエアコンの状況と1階事務室のエアコンの状況など）を記載すること。
- ※ 複数の棟にわたる設備（自動火災報知設備、消火設備、給排水設備（給水ポンプ・給水タンク）等）は、一式として取り扱い、次の棟の点検票にのみ記載すること（各棟に記載しないこと）。

また、長寿命化対象外の建物内又は屋外に長寿命化対象の設備がある場合、当該施設の代表的な棟又は一番近い棟の点検票に記載し、その旨を備考欄に記載すること（例：機械室に設置、屋外に設置）。

この場合、施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」も同様の記載となることに留意すること。

- 自動火災報知設備：受信機がある棟に記載
- 給排水ポンプ・タンク：当該ポンプ・タンクがある棟に記載
- 消火設備：消火設備用タンク、消火ポンプユニットがある棟に記載
- ※ 法定点検等の点検結果がある場合、その結果も参考とすること。
- ※ 同じ棟で部位が複数ある場合（アスファルト防水とシート防水など）、施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」と一致しているかよく確認すること。部位の仕様（種類）が判別できない場合はいずれかの部位の判定項目に「○」をし、写真を添付すること。
- ※ 長寿命化改修等、更新予定がある場合も、現在の状況について該当する判定項目に「○」をし、備考欄に記載すること（この場合、写真は添付不要）。

- ※ 備考欄の記載については、後述の（6）「備考欄記載例」を参照。
- ※ 前年度B判定のものは、原則、B判定（又はC判定）となることに留意すること（修繕等しないでA判定にはならない）。

④ 備考①

③で「○」をした判定項目について、劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況（修繕履歴（予定を含む））等を具体的に記載する（（6）備考欄記載例を参照）。

- ※ ②で更新予定年度を記載した場合、どの予算で更新する予定か記載すること（例：R2 所属予算で更新予定、R3 長寿命化改修予定）。
- ※ 同一の設備が複数ある場合（例えばエアコン（空気調和機等）等）は、系統が分かるようにすること。

⑤ 備考②

③で「点検業者等の指摘がある」「点検業者等から早急な改善の指摘がある」に「○」をした場合、指摘の内容を記載（指摘内容部分を転記）し、対応状況を記載する。

- ※ 同一の指摘が複数回ある場合、時系列で分かるように記載すること。
- ※ 該当する点検結果を参考に添付すること（PDF ファイル）。

⑥ 判定結果

更新年度及びA・B・C判定項目の記載により自動的に記載される。

⑦ 写真No.

写真帳（後述）に記載した写真ナンバーを記載する。

⑧ 業者見積書の有無

点検時点の業者見積書の取得状況を記載する。

- ※ 点検結果を取りまとめ後開催される長寿命化点検結果判定会で最終的にB・C判定が確定された場合、翌年度以降の予算要求に係る営繕見積の参考とする又は当年度の長寿命化予算での緊急対応を検討するための業者見積書の取得を限られた期間の中で依頼する予定。

このため、明らかに長寿命化改修が必要と思われる場合、緊急対応を要する（したい）場合等については、予め業者見積書の取得しておくこと。

⑨ 見積額（千円）

⑧で業者見積書「有」とした場合、業者見積額（千円）を記載する。

⑩ 点検結果写真帳

B・C判定の場合は、状況の分かる写真を様式2中の点検結果写真帳に添付する。点検票に写真ナンバーを記載すること。

なお、写真を添付する必要のない建築部位・設備の写真帳シートは削除すること（写真帳シート以外のシートは削除しないこと）。

※ 点検票の判定結果を必ず転記すること。

※ No.は「部位・設備番号一連番」（例1-1）とし、点検票「写真No.」欄に記載すること。

※ 写真ごとに具体的な説明（どの部位・設備のどの部分の写真か等）を記載すること。

※ 写真は部位・設備ごとに、近景（支障等の箇所）・遠景（全景が分かるように）を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を添付すること（枠を適宜コピー）。必要に応じ、写真位置図（立面図（外壁）に写真の箇所を示す等）を添付すること。

※ 建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること（代表的な写真としないこと）。

※ 設備は、必ず銘板（平板に銘柄（仕様）を表示したもの）の写真を添付すること（確認できる場合）。

（6）備考欄記載例

【備考①】：劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況（修繕履歴（予定を含む））等を記載

●屋根（番号1～3）

- ・ アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇所が多数あり、全体的な劣化が進行している。
- ・ 押さえコンクリートのはく離が多数あり、大部分のシーリングが浮き上がっており、草が生えている箇所も多く、雨漏りの危険性がある。
- ・ シート防水にひび割れや剥離が多数あり、3階会議室天井から頻繁に雨漏りしている。
- ・ 大雨時、1階給湯室及びエントランスホールの天井2箇所から雨漏りが発生する。平成25・26年度に同じ場所を修繕したが、昨年度から雨漏りが再発した。
- ・ 金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。

●外壁（番号4～6）

- ・ 西側の外壁にひび割れがあり、壁側の1階事務室の天井に雨漏りの跡がある。今年度、長寿命化改修を実施する予定。
- ・ 外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。

- ・ 外壁面の複数箇所に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。
- ・ 外部天井の複数箇所で塗装材に剥離がある。

●建具（番号 7~8）

- ・ 2階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。
- ・ シャッターが上下出来ないことが週に1回あり、その都度修繕しているが、改善されない。
- ・ 本館入口の自動扉がセンサーの作動不良により頻繁に誤作動する。

●設備（番号 9~28）

- ・ 1階機械室の受変電設備から異音がする。
- ・ 1階ボイラー室のボイラーの排気ガスが、通常と異なる匂いがする。
- ・ 2階機械室のエアハンドリングユニットの駆動モーターから異常振動がする。
- ・ 2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に3度修繕を行ったが一時的によくなるものの改善されない。
- ・ 事務室の自動制御設備が故障し遠隔操作（確認）ができないため、この1ヶ月間、退庁時に職員が各室に行って空調停止の確認を行っている。
- ・ 今年度の浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性があるが、修繕が困難であり、更新の必要性を指摘された。現在、更新費用の見積りを依頼している（今年度修繕予定）。
- ・ 1階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、當時、排水まで15分程度かかる。業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を中止している。
- ・ 非常用発電機の自動起動装置が故障しており、停電時に起動しないため、早急に修繕する必要がある。
- ・ 1階トイレの手洗いから毎朝薄い赤水が出る。時折、濃い赤水が出ることもある。昨年、一部給水管の取替工事をしたもの、未だ改善されないので使用中止している。
- ・ トイレに使用している井水の揚水ポンプ（給水）が作動していない。今のところ自噴しているため影響はないが、枯渇した場合はトイレが使用できなくなるため更新が必要である。
- ・ 大雨の時、排水管の詰まりから、排水溝から水が溢れるので、今後、詰まりを改善するための改修が必要である。現状、未対応の状態で大雨の後は大きな水たまりができる。

【備考②】：点検業者等の指摘の内容（指摘内容部分を転記）及び対応状況を記載

- ・ H29.8の法定点検時に、老朽化による更新を強く勧められた。
- ・ H29.3の保守点検時に、部品交換を勧められ対応済み。

- ・ R1.7の保守点検時に、部品が製造中止となっているため更新を勧められた。
- ・ H30.8の法定点検時に、高圧受変電設備が50年以上経過しており、いつ故障するかわからない状況であることから、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。
- ・ H30.9の法定点検時に、高圧受変電設備の絶縁低下による動作不良により火災発生のおそれがあるため、更新を勧められた。
- ・ H30.7の法定点検時に、高圧受変電設備でトランス部分に低濃度PCB（0.5超～5,000mg/kg）が使用されていることから、処理期限のR9.3.31までに更新する必要があると指摘された。
- ・ H30.10の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検（オーバーホール）の必要があると指摘されたが未対応。
- ・ H30.11の法定点検時に、無停電電源装置が11年が経過し、蓄電池の電気容量が低下しており、停電時に機能しないおそれがあると指摘された。今年度修繕を予定している。
- ・ H30.8の保守点検時に、冷温水発生機の経年劣化が見受けられることから更新又は分解点検（オーバーホール）を勧められた。
- ・ R1.5のエアコンの保守点検時に、冷媒として使用されているフロンガス（R22）がR2年で全廃となり、それ以降は修理できないため、更新が必要と指摘された。
- ・ H30.4の給水ポンプの保守点検時に、経年劣化により水圧不足が指摘され、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。

6 点検結果の保管等について

点検結果は各施設に保管するとともに、長寿命化点検票（様式2）電子データを別途指定する期日までに資産活用課に提出する。

長寿命化点検結果は、資産活用課においてBIMMS（保全マネジメントシステム）に記録するとともに、県で管理する施設全体の改修の優先順位付けの判定業務に活用する。

<参考>建物部位・設備ごとの耐用年数表

工事種別	区分	種別・内容	計画保全		事後保全	目標使用年数
			予防保全	監視保全		
建築	屋根	屋根防水+押さえコン	アスファルト防水	○		30
		シート系防水		○		20
		屋根長尺金属板	金属板葺き	○		30
		その他	スレート・かわら他	○		20
	外壁	壁-タイル		○		80
		外壁仕上塗材	複層仕上塗材	○		15
		金属板その他		○		40
		外部天井		○		20
		シーリング		○		15
	建具	外部建具	外部アルミニウム建具、外部鋼製建具等	○		40
		内部建具	内部鋼製建具、木製建具		○	30
		自動扉	ステンレス製自動両開扉	○		80
		ステンレス製建具	ステンレス製建具、鋼製シャッター		○	80
	内部	内部仕上等	床仕上げ、壁仕上げ、天井仕上げ、内部雑物		○	30
電気設備	受変電	高圧	高圧受変電	○		30
	発電・静止形電源	非常用発電	自家発電装置、ディーゼル機関など	○		30
		交流無停電電源	無停電電源装置	○		20
		太陽光発電			○	25
	電力	電力	配管配線等		○	30
		電線類	配線		○	30
		制御盤、分電盤、OA盤			○	25
		FL電球、Hf電球、LED			○	20
		蛍光灯、他	非常灯		○	20
		誘導灯			○	20
	中央監視	中央監視	中央監視装置	○		15
	通信・情報	電話交換機		○		20
		情報・出退表示装置		○		20
		LAN、電話、表示、映像、防犯等	放送(アンプ)	○		20
		時計設備		○		20
		配管配線等		○		20
		通信・情報(防災)	自動火災報知	○		20
機械設備	空調設備	温熱源	ボイラー	○		15
		冷熱源	吸収式冷温水機、冷凍機、冷却塔	○		20
		空気調和機	パッケージ型、ユニット型、FCU	○		20
		空気調和機(出力22kw以下)	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機	○		15
		空気調和機(出力22kw超)	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機 全室空調	○		20
		全熱交換器、空気清浄装置		○		20
		ポンプ、タンク、ダクト、配管		○		20
	換気設備	換気設備	送風機・ダクト	○		30
	排煙設備	排煙設備	排煙機	○		25
	自動制御設備	自動制御		○		15
	給排水設備	給排水	ポンプ、タンク、給湯用ボイラー、排水等	○		30
	衛生設備	衛生器具、他			○	30
	消火設備	消火設備一式		○		30
	昇降機その他	エレベーター		○		30
	その他	舞台装置	体育館		○	30

第5章　日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的に点検する。

長寿命化改修等の実施を含め、適正な施設管理のためには施設（建築部位・設備）の状況把握や対応状況の蓄積（記録）が必要不可欠であることから、日常的に点検等を実施すること。

1　対象

すべての建築物

2　実施方法及び時期

様式1及び日常点検票（様式3）を参考に、日常的に行う。

3　点検結果の保管について

点検結果は各施設に保管する。

別紙1 点検対象建築物一覧表

通 し 番 号	施 設 番 号	施 設 名 称	建 物 番 号	建 物 名 称	長 寿 命 化 点 検	建 築 基 準 法 点 検	営 繕 課
1	1	県民文化ホール	1	山梨県県民文化ホール会館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	2	富士山世界遺産センター	4	富士山世界遺産センター北館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	2	富士山世界遺産センター	1	富士山世界遺産センター南館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	3	リニア見学センター	1	リニア見学センターわくわくやまなし館	<input type="checkbox"/>		
5	3	リニア見学センター	2	リニア見学センターどきどきリニア館	<input type="checkbox"/>		
6	4	図書館	2	県立図書館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	4	図書館	10	県立図書館（駐車場）		<input type="checkbox"/>	
8	5	八ヶ岳少年自然の家	1	管理棟	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	5	八ヶ岳少年自然の家	2	宿泊棟	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	5	八ヶ岳少年自然の家	3	観測棟	<input type="checkbox"/>		
11	5	八ヶ岳少年自然の家	5	屋内体育館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	5	八ヶ岳少年自然の家	6	キャンプセンター	<input type="checkbox"/>		
13	5	八ヶ岳少年自然の家	21	研修棟	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14	6	愛宕山少年自然の家	1	愛宕山少年自然の家		<input type="checkbox"/>	
15	7	科学館	1	科学館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16	8	ゆずりはら青少年自然の里	1	本館棟・家族棟		<input type="checkbox"/>	
17	8	ゆずりはら青少年自然の里	2	一般棟		<input type="checkbox"/>	
18	9	山梨ことぶき勤学院	1	山梨ことぶき勤学院校舎	<input type="checkbox"/>		
19	10	博物館	1	県立博物館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20	11	美術館	1	県立美術館・本館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21	11	美術館	7	増築棟	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22	12	考古博物館	1	山梨県立考古博物館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23	13	文学館	1	県立文学館・本館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24	15	八ヶ岳スケートセンター	1	管理棟	<input type="checkbox"/>		
25	15	八ヶ岳スケートセンター	3	管理棟増設部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26	15	八ヶ岳スケートセンター	4	倉庫兼休憩所		<input type="checkbox"/>	
27	16	八代射撃場	1	県営八代射撃場 管理棟	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
28	16	八代射撃場	2	県営八代射撃場 スモールボアライフル射場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
29	16	八代射撃場	3	県営八代射撃場 エアライフル射場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30	18	青少年センター	1	青少年センター本館		<input type="checkbox"/>	
31	18	青少年センター	4	青少年センター体育館・プール		<input type="checkbox"/>	
32	18	青少年センター	6	青少年センターリバース和戸館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33	18	青少年センター	1	青少年センター別館		<input type="checkbox"/>	
34	19	アイメッセ山梨	4	管理棟	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35	19	アイメッセ山梨	5	展示棟	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36	20	産業技術短期大学校	5	南エリア 講義棟（2号館）	<input type="checkbox"/>		
37	20	産業技術短期大学校	1	北エリア 実験・実習棟（C棟）	<input type="checkbox"/>		
38	20	産業技術短期大学校	2	北エリア 体育館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別紙1 点検対象建築物一覧表

通 し 番 号	施 設 番 号	施 設 名 称	建 物 番 号	建 物 名 称	長 寿 命 化 点 検	建 築 基 準 法 点 検	營 繕 課
39	20	産業技術短期大学校	3	附属棟（給水ポンプ）	●		
40	20	産業技術短期大学校	11	南エリア 本部・講義棟（1号館）	○		
41	20	産業技術短期大学校	27	南エリア 実験棟（A棟）	○		
42	20	産業技術短期大学校	31	ポンプ室（給水ポンプ）	●		
43	20	産業技術短期大学校	33	南エリア 実習棟（B棟）	○		
44	20	産業技術短期大学校	1	都留キャンパス校舎	○		
45	21	峠南高等技術専門校	2	電気システム科実習棟	○		
46	21	峠南高等技術専門校	8	自動車整備科実習棟及び洗車場棟	○		
47	21	峠南高等技術専門校	12	第2実習棟	○		
48	21	峠南高等技術専門校	19	高圧実習棟	○		
49	21	峠南高等技術専門校	20	本館	○		
50	22	就業支援センター	2	本館	○		
51	23	中小企業人材開発センター	3	中小企業人材開発センター本館	○	●	
52	23	中小企業人材開発センター	4	中小企業人材開発センター実習棟	○		
53	27	富士川観光センター	1	富士川観光センター展示場		○	
54	28	北岳山荘（南アルプス市貸付）	1	北岳山荘		○	
55	29	富士北麓駐車場	1	インフォメーションセンター	○		
56	40	富士湧水の里水族館	1	淡水魚展示施設	○	○	
57	40	富士湧水の里水族館	2	淡水魚展示施設付属電気室（受変電・非常用電源）	●		
58	41	フワーセンター	1	管理舎	○		
59	41	フワーセンター	7	フワーマーケット棟	○	○	
60	41	フワーセンター	8	フワーワー工房棟	○	○	
61	41	フワーセンター	9	レストラン棟	○	○	
62	41	フワーセンター	10	事務所棟	○	○	
63	41	フワーセンター	11	展望棟	○	○	
64	42	まきば公園	4	畜産資料展示施設棟	○	○	
65	43	北杜高等学校	1	校舎棟	○	○	
66	43	北杜高等学校	2	屋内運動場棟	○	○	
67	43	北杜高等学校	23	農場職員室棟	○	○	
68	44	韮崎高等学校	14	定時制校舎	○	○	
69	44	韮崎高等学校	15	北館（特別教室棟）	○	○	
70	44	韮崎高等学校	30	屋内運動場	○	○	
71	44	韮崎高等学校	31	校舎	○	○	
72	45	韮崎工業高等学校	36	C館（特別教室・実習棟）	○	○	
73	45	韮崎工業高等学校	49	A館（電気科・情報技術科・制御工学科実習棟）	○	○	
74	45	韮崎工業高等学校	51	B館（電子機械科実習棟）	○	○	
75	45	韮崎工業高等学校	63	家庭科実習棟	○	○	
76	45	韮崎工業高等学校	67	D館（環境化学科実習棟）	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

通 し 番 号	施 設 番 号	施 設 名 称	建 物 番 号	建 物 名 称	長 寿 命 化 点 検	建 築 基 準 法 点 検	管 繕 課
77	45	韮崎工業高等学校	68	本館（管理・普通・特別教室棟）	○	○	
78	45	韮崎工業高等学校	70	屋内運動場	○	○	
79	46	甲府第一高等学校	45	屋内運動場	○	○	
80	46	甲府第一高等学校	46	校舎棟	○	○	
81	47	甲府西高等学校	1	本館棟	○	○	
82	47	甲府西高等学校	2	音楽美術棟	○	○	
83	47	甲府西高等学校	3	体育館棟	○	○	
84	47	甲府西高等学校	4	格技棟	○	○	
85	47	甲府西高等学校	5	南館	○	○	
86	48	甲府南高等学校	49	管理・普通教室棟	○	○	
87	48	甲府南高等学校	50	特別教室棟	○	○	
88	48	甲府南高等学校	55	屋内運動場	○	○	
89	49	甲府東高等学校	1	校舎	○	○	
90	49	甲府東高等学校	2	体育館	○	○	
91	49	甲府東高等学校	15	管理棟及び普通教室棟	○	○	
92	49	甲府東高等学校	17	特別教室棟（芸術棟）	○	○	
93	49	甲府東高等学校	18	格技場	○	○	
94	50	甲府工業高等学校	42	校舎（管理教室棟、実習棟1、2）	○	○	
95	50	甲府工業高等学校	43	屋内運動場	○	○	
96	50	甲府工業高等学校	61	甲府工業高校専攻科校舎	○	○	
97	51	甲府城西高等学校	18	実習棟（6号館）	○	○	
98	51	甲府城西高等学校	27	実習棟（3号館）	○	○	
99	51	甲府城西高等学校	30	実習棟（2号館）	○	○	
100	51	甲府城西高等学校	37	校舎	○	○	
101	51	甲府城西高等学校	41	屋内運動場	○	○	
102	52	甲府昭和高等学校	1	管理棟	○	○	
103	52	甲府昭和高等学校	2	普通教室棟（南館）	○	○	
104	52	甲府昭和高等学校	3	屋内運動場	○	○	
105	52	甲府昭和高等学校	4	格技場	○	○	
106	52	甲府昭和高等学校	13	普通教室棟（北館）	○	○	
107	52	甲府昭和高等学校	14	特別教室棟	○	○	
108	53	農林高等学校	36	農業土木科特別教室	○	○	
109	53	農林高等学校	40	造園科特別教室	○	○	
110	53	農林高等学校	44	新本館第3期分	○	○	
111	53	農林高等学校	49	生活科棟	○	○	
112	53	農林高等学校	50	林業科棟	○	○	
113	53	農林高等学校	53	特別教室棟	○	○	
114	53	農林高等学校	57	食品化学棟	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

通 し 番 号	施 設 番 号	施 設 名 称	建 物 番 号	建 物 名 称	長 寿 命 化 点 検	建 築 基 準 法 点 検	管 繕 課
115	53	農林高等学校	58	育林実習棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
116	53	農林高等学校	69	農業科・園芸科実習棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
117	53	農林高等学校	106	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
118	53	農林高等学校	111	普通・特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
119	54	巨摩高等学校	21	二号館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
120	54	巨摩高等学校	22	昇降口	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
121	54	巨摩高等学校	26	三号館東	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
122	54	巨摩高等学校	27	三号館西	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
123	54	巨摩高等学校	28	芸術棟(特別教室)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
124	54	巨摩高等学校	39	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
125	54	巨摩高等学校	42	校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
126	55	白根高等学校	1	管理普通教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
127	55	白根高等学校	2	格技場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
128	55	白根高等学校	3	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
129	55	白根高等学校	13	特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
130	59	身延高等学校	7	災害復旧校舎(B館)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
131	59	身延高等学校	34	校舎C館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
132	59	身延高等学校	38	B館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
133	59	身延高等学校	43	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
134	59	身延高等学校	45	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
135	59	身延高等学校	53	多目的室内練習場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
136	60	笛吹高等学校	1	校舎(本館・中館・南館)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
137	60	笛吹高等学校	2	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
138	60	笛吹高等学校	9	環境・緑地系列実習棟(旧普通教室棟 北館)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
139	60	笛吹高等学校	29	園芸棟(園芸科管理棟)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
140	60	笛吹高等学校	30	園芸・農土実験室	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
141	60	笛吹高等学校	37	農場管理実習棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
142	61	日川高等学校	24	格技場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
143	61	日川高等学校	35	トレーニングセンター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
144	61	日川高等学校	43	家庭科教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
145	61	日川高等学校	53	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
146	61	日川高等学校	56	管理・普通教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
147	61	日川高等学校	57	特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
148	62	山梨高等学校	10	校舎(中館)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
149	62	山梨高等学校	12	校舎(南館)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
150	62	山梨高等学校	13	校舎(北館)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
151	62	山梨高等学校	16	昇降所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
152	62	山梨高等学校	47	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

別紙1 点検対象建築物一覧表

通 し 番 号	施 設 番 号	施 設 名 称	建 物 番 号	建 物 名 称	長 寿 命 化 点 検	建 築 基 準 法 点 検	营 繕 課
153	63	塩山高等学校	2	屋内運動場	○	○	
154	63	塩山高等学校	7	管理棟	○	○	
155	63	塩山高等学校	8	情報処理棟	○	○	
156	63	塩山高等学校	9	普通教室棟	○	○	
157	63	塩山高等学校	10	特別教室棟	○	○	
158	64	都留高等学校	12	南館	○	○	
159	64	都留高等学校	13	中館	○	○	
160	64	都留高等学校	17	北館	○	○	
161	64	都留高等学校	19	南館－中館昇降所	○	○	
162	64	都留高等学校	28	屋内運動場	○	○	
163	65	上野原高等学校	1	南館校舎	○	○	
164	65	上野原高等学校	2	昇降所	○	○	
165	65	上野原高等学校	7	体育館	○	○	
166	65	上野原高等学校	8	格技場	○	○	
167	65	上野原高等学校	14	北館校舎	○	○	
168	65	上野原高等学校	16	管理棟	○	○	
169	66	都留興譲館高等学校	9	屋内運動場	○	○	
170	66	都留興譲館高等学校	1	教室棟	○	○	
171	66	都留興譲館高等学校	25	実習棟	○	○	
172	67	吉田高等学校	32	体育館	○	○	
173	67	吉田高等学校	41	管理・特別教室棟(北館)	○	○	
174	67	吉田高等学校	42	普通・特別教室棟(南館・中館)	○	○	
175	68	富士北稜高等学校	34	3号棟	○	○	
176	68	富士北稜高等学校	35	4号棟	○	○	
177	68	富士北稜高等学校	42	家庭科実習棟	○	○	
178	68	富士北稜高等学校	48	体育館	○	○	
179	68	富士北稜高等学校	1	2号棟	○	○	
180	68	富士北稜高等学校	2	1号棟	○	○	
181	68	富士北稜高等学校	3	第二屋内運動場	○	○	
182	69	富士河口湖高等学校	7	普通教室（B棟）	○	○	
183	69	富士河口湖高等学校	8	特別教室（D棟）	○	○	
184	69	富士河口湖高等学校	9	屋内体育館	○	○	
185	69	富士河口湖高等学校	11	普通教室（A棟）	○	○	
186	69	富士河口湖高等学校	12	特別教室（C棟）	○	○	
187	69	富士河口湖高等学校	16	昇降口、渡廊下（管理棟～A棟）	○	○	
188	69	富士河口湖高等学校	17	管理棟	○	○	
189	69	富士河口湖高等学校	18	格技場	○	○	
190	70	中央高等学校	16	屋内運動場	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

通し番号	施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
191	70	中央高等学校	13	中央高校（管理・特別・普通教室棟）	○	○	
192	71	ひばりが丘高等学校	26	体育館	○	○	
193	71	ひばりが丘高等学校	28	校舎	○	○	
194	582	青洲高等学校	1	本館・実習棟1・渡り廊下（6）	○	○	
195	582	青洲高等学校	2	実習棟2	○	○	
196	72	盲学校	19	校舎(北館・中館・南館)	○	○	
197	72	盲学校	21	屋内運動場	○	○	
198	73	ろう学校	1	校舎	○	○	
199	73	ろう学校	5	屋内運動場	○	○	
200	73	ろう学校	10	寄宿舎	○	○	
201	74	甲府支援学校	11	屋内運動場及びボイラー室	○	○	
202	74	甲府支援学校	12	訓練棟	○	○	
203	74	甲府支援学校	13	管理棟	○	○	
204	74	甲府支援学校	22	盲学校・甲府支援学校寄宿舎棟	○	○	
205	74	甲府支援学校	24	校舎	○	○	
206	75	あけぼの支援学校	1	管理棟	○	○	
207	75	あけぼの支援学校	2	小学部棟	○	○	
208	75	あけぼの支援学校	3	中高校棟	○	○	
209	75	あけぼの支援学校	4	重度棟	○	○	
210	75	あけぼの支援学校	11	屋内体育館	○	○	
211	75	あけぼの支援学校	13	特別教室棟	○	○	
212	75	あけぼの支援学校	14	校舎6号館	○	○	
213	75	あけぼの支援学校	16	重度心身障害児教室	○	○	
214	75	あけぼの支援学校	22	プール棟	○	○	
215	75	あけぼの支援学校	24	管理棟昇降口	○	○	
216	76	わかば支援学校	46	高等部棟	○	○	
217	76	わかば支援学校	47	特別教室棟B	○	○	
218	76	わかば支援学校	48	中学部棟	○	○	
219	76	わかば支援学校	50	寄宿舎棟	○	○	
220	76	わかば支援学校	51	特別教室棟A	○	○	
221	76	わかば支援学校	53	屋内運動場	○	○	
222	76	わかば支援学校	54	管理棟	○	○	
223	76	わかば支援学校	55	小学部棟A	○	○	
224	76	わかば支援学校	56	小学部棟B	○	○	
225	77	わかば支援学校ふじかわ分校	1	校舎	○	○	
226	78	やまびこ支援学校	27	管理棟	○	○	
227	78	やまびこ支援学校	36	屋内運動場	○	○	
228	78	やまびこ支援学校	29	車庫棟			

別紙1 点検対象建築物一覧表

通し番号	施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
229	78	やまびこ支援学校	30	農園作業棟			
230	78	やまびこ支援学校	31	小学部棟		○	
231	78	やまびこ支援学校	32	中学部棟		○	
232	78	やまびこ支援学校	33	高等部棟		○	
233	78	やまびこ支援学校	34	特別教室棟		○	
234	78	やまびこ支援学校	35	寄宿舎・食堂棟		○	
235	78	やまびこ支援学校	37	渡り廊下		○	
236	79	富士見支援学校	3	富士見支援学校校舎改築（一部・連絡通路）	○	○	
237	80	富士見支援旭分校	1	富士見支援学校旭分校校舎	○	○	
238	81	ふじざくら支援学校	1	校舎	○	○	
239	81	ふじざくら支援学校	2	屋内運動場	○	○	
240	82	かえで支援学校	1	校舎棟	○	○	
241	82	かえで支援学校	4	屋内運動場	○	○	
242	82	かえで支援学校	5	プール棟（給水ポンプ）	●	○	
243	82	かえで支援学校	9	高等部普通教室棟	○	○	
244	82	かえで支援学校	10	管理棟	○	○	
245	82	かえで支援学校	13	小学部棟	○	○	
246	83	高等支援学校桃花台学園	21	特別教室棟	○	○	
247	83	高等支援学校桃花台学園	23	実習棟	○	○	
248	83	高等支援学校桃花台学園	31	普通教室棟（渡り廊下含む）	○	○	
249	83	高等支援学校桃花台学園	33	管理棟	○	○	
250	83	高等支援学校桃花台学園	43	寄宿舎	○	○	
251	83	高等支援学校桃花台学園	44	屋内運動場	○	○	
252	581	うぐいすの杜学園	2	普通教室棟・屋内運動場	○	○	
253	581	うぐいすの杜学園	3	特別教室棟（理科・図工・技術室）	○	○	
254	581	うぐいすの杜学園	4	特別教室棟（家庭科室）	○	○	
255	581	うぐいすの杜学園	5	渡り廊下	○	○	
256	581	うぐいすの杜学園	6	特別教室棟（図書・メディアルーム）	○	○	
257	581	うぐいすの杜学園	7	特別教室棟（音楽室）	○	○	
258	85	農業大学校	21	農業大学校校舎	○	○	○
259	85	農業大学校	25	農業大学校 体育館	○	○	○
260	85	農業大学校	34	農業大学校本館	○	○	○
261	86	総合教育センター	1	本館	○		
262	86	総合教育センター	3	別館（A棟）	○		
263	86	総合教育センター	10	情報教育棟	○	●	
264	88	青い鳥老人ホーム	1	老人ホーム	○	○	
265	91	育精福祉センター	16	育精福祉センター居住棟		○	
266	91	育精福祉センター	17	育精福祉センター作業棟		○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

通し番号	施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
267	91	育精福祉センター	32	育精福祉センター精神薄弱者重度更生施設		○	
268	91	育精福祉センター	33	育精福祉センター作業訓練棟		○	
269	91	育精福祉センター	42	エネルギー棟	○	○	
270	91	育精福祉センター	44	渡り廊下		○	
271	91	育精福祉センター	45	児童重度棟	○	○	
272	91	育精福祉センター	46	管理・療育棟	○	○	
273	91	育精福祉センター	47	ホール棟	○	○	
274	91	育精福祉センター	49	児童一般棟	○	○	
275	92	育精福祉センター成人寮	41	成人最重度棟	○	○	
276	92	育精福祉センター成人寮	48	成人重度棟	○	○	
277	93	あけぼの医療福祉センター成人寮	21	肢体不自由者更生施設棟	○	○	
278	95	あけぼの医療福祉センター	2	みだい体育センター（勤労身体障害者施設）	○	○	○
279	95	あけぼの医療福祉センター	19	重症心身障害児施設棟	○	○	○
280	95	あけぼの医療福祉センター	20	肢体不自由児施設棟	○	○	○
281	95	あけぼの医療福祉センター	26	医療・管理棟	○	○	○
282	95	あけぼの医療福祉センター	1	富士・東部リハビリテーション病院診療所	○	○	
283	96	富士ふれあいセンター	1	ふれあいセンター	○	○	○
284	96	富士ふれあいセンター	6	機械棟		○	○
285	97	甲陽学園	18	甲陽学園むつみ寮（男子寮）	○	○	○
286	97	甲陽学園	19	甲陽学園本館	○	○	○
287	97	甲陽学園	21	体育館	○	○	○
288	97	甲陽学園	23	ますみ寮（女子寮）	○	○	○
289	97	甲陽学園	24	のぞみ寮（個別支援寮）	○		
290	190	男女共同参画推進センター	1	ぴゅあ富士 本館		○	
291	190	男女共同参画推進センター	1	ぴゅあ峡南 本館		○	
292	190	男女共同参画推進センター	1	ぴゅあ総合 本館	○	○	
293	191	消防学校	11	教育管理棟	○	○	○
294	191	消防学校	12	宿泊棟	○	○	○
295	191	消防学校	14	車庫棟		○	○
296	192	防災安全センター	1	山梨県防災安全センター	○	○	
297	194	国際交流センター	1	国際交流センター 本館		○	
298	195	八ヶ岳自然ふれあいセンター	1	山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター	○	○	
299	579	やまなし地域づくり交流センター	1	やまなし地域づくり交流センター	○	○	
300	196	本庁舎	1	県議会議事堂	○	●	
301	196	本庁舎	1	本館	○	○	
302	196	本庁舎	1	北口大型車車庫		○	
303	196	本庁舎	2	別館	○	○	
304	196	本庁舎	7	道路下自動車車庫		○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

通 し 番 号	施 設 番 号	施 設 名 称	建 物 番 号	建 物 名 称	長 寿 命 化 点 検	建 築 基 準 法 点 検	營 繕 課
305	196	本庁舎	14	北別館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
306	196	本庁舎	25	防災新館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
307	196	本庁舎	27	県議会委員会室棟	<input type="radio"/>	●	
308	197	西八代合同庁舎	1	西八代合同庁舎（庁舎本館）	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
309	197	西八代合同庁舎	2	西八代合同庁舎（車庫及び倉庫）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
310	198	南巨摩合同庁舎	1	南巨摩合同庁舎本館	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
311	198	南巨摩合同庁舎	2	南巨摩合同庁舎試験棟及び車庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
312	198	南巨摩合同庁舎	3	南巨摩合同庁舎車庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
313	199	南都留合同庁舎	1	南都留合同庁舎 庁舎棟	<input type="radio"/>	●	<input type="radio"/>
314	199	南都留合同庁舎	6	南都留合同庁舎 立体駐車場		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
315	200	北巨摩合同庁舎	1	北巨摩合同庁舎 本館	<input type="radio"/>	●	<input type="radio"/>
316	200	北巨摩合同庁舎	2	北巨摩合同庁舎 倉庫棟		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
317	200	北巨摩合同庁舎	3	北巨摩合同庁舎 車庫棟B		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
318	200	北巨摩合同庁舎	4	北巨摩合同庁舎 車庫棟C		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
319	200	北巨摩合同庁舎	8	北巨摩合同庁舎 別館棟	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
320	200	北巨摩合同庁舎	9	車庫棟A		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
321	201	東山梨合同庁舎	1	東山梨合同庁舎 本館	<input type="radio"/>	●	<input type="radio"/>
322	201	東山梨合同庁舎	2	東山梨合同庁舎 倉庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
323	201	東山梨合同庁舎	3	東山梨合同庁舎 車庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
324	205	東八代合同庁舎	1	東八代合同庁舎本館	<input type="radio"/>	●	
325	205	東八代合同庁舎	2	東八代合同庁舎車庫及び資材庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
326	206	自動車税部庁舎	1	本館（南館）	<input type="radio"/>		
327	206	自動車税部庁舎	3	新館（北館）	<input type="radio"/>		
328	208	富士吉田合同庁舎	1	富士吉田合同庁舎	<input type="radio"/>	●	<input type="radio"/>
329	208	富士吉田合同庁舎	2	倉庫・車庫棟		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
330	209	都留児童相談所	1	都留児童相談所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
331	210	福祉プラザ	1	山梨県福祉プラザ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
332	211	動物愛護指導センター	7	事務所（本館棟）	<input type="radio"/>		
333	577	子どものこころサポートプラザ	1	子どものこころサポートプラザ 本館棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
334	577	子どものこころサポートプラザ	2	こころの発達総合支援センター プレイルーム棟等		<input type="radio"/>	
335	577	子どものこころサポートプラザ	3	子ども心理生活エリア棟		<input type="radio"/>	
336	212	中北建設事務所	2	中北建設事務所本館	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
337	212	中北建設事務所	8	中北建設事務所車庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
338	212	中北建設事務所	11	中北建設事務所グレーダー車庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
339	213	峡南建設事務所身延支所	1	本館	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
340	214	新環状道路建設事務所	1	本館	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
341	214	新環状道路建設事務所	3	車庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
342	215	富士・東部建設事務所	1	富士・東部建設事務所	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>

別紙1 点検対象建築物一覧表

通 し 番 号	施 設 番 号	施 設 名 称	建 物 番 号	建 物 名 称	長 寿 命 化 点 検	建 築 基 準 法 点 検	管 繕 課
343	218	衛生環境研究所	1	衛生環境研究所本館	<input type="radio"/>		
344	219	食肉衛生検査所	5	食肉衛生検査所本館	<input type="radio"/>		
345	219	食肉衛生検査所	6	食肉衛生検査所機械室及び動物舎	●		
346	222	森林総合研究所	1	管理棟	<input type="radio"/>		
347	222	森林総合研究所	2	研究棟	<input type="radio"/>		
348	222	森林総合研究所	4	公用車車庫、機械室（給水ポンプ）	●	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
349	227	産業技術センター 富士技術支援センター	1	富士工業技術センター庁舎	<input type="radio"/>		
350	227	産業技術センター 富士技術支援センター	12	富士技術支援センター 研究開発支援棟	<input type="radio"/>		
351	228	産業技術センター 甲府技術支援センター（ワインセンター）	1	ワインセンター本館	<input type="radio"/>	●	
352	229	産業技術センター 甲府技術支援センター	1	甲府技術センター デザインセンター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
353	229	産業技術センター 甲府技術支援センター	2	甲府技術センター 研究管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
354	229	産業技術センター 甲府技術支援センター	3	甲府技術センター 実験棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
355	229	産業技術センター 甲府技術支援センター	8	高度技術開発センター	<input type="radio"/>		
356	230	水産技術センター	1	水産技術センター忍野支所 管理棟	<input type="radio"/>		
357	230	水産技術センター	1	水産技術センター 本館	<input type="radio"/>		
358	230	水産技術センター	1	水産技術センター 職員宿舎		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
359	231	総合農業技術センター	1	本館	<input type="radio"/>		
360	231	総合農業技術センター	3	機械室		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
361	231	総合農業技術センター	6	車庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
362	231	総合農業技術センター	1	八ヶ岳試験地 管理棟	<input type="radio"/>		
363	231	総合農業技術センター	1	果樹試験明野試験地棟	<input type="radio"/>		
364	231	総合農業技術センター	1	高冷地野菜・花き振興センター棟	<input type="radio"/>		
365	232	果樹試験場	18	果樹試験場本館	<input type="radio"/>		
366	233	畜産酪農技術センター長坂支所	34	酪農試験場 本館	<input type="radio"/>		
367	233	畜産酪農技術センター長坂支所	36	酪農試験場 格納庫・車庫（受変電・非常用発電）	●	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
368	233	畜産酪農技術センター長坂支所	47	バイオテクノロジー研究棟	<input type="radio"/>		
369	234	畜産酪農技術センター	1	管理棟	<input type="radio"/>		
370	234	畜産酪農技術センター	47	管理棟（小）	<input type="radio"/>		
371	235	東部家畜保健衛生所	1	東部家畜保健衛生所本館	<input type="radio"/>		
372	235	東部家畜保健衛生所	5	東部家畜保健衛生所検査棟	<input type="radio"/>		
373	236	八ヶ岳牧場	1	八ヶ岳牧場看視舎	<input type="radio"/>		
374	238	富士山科学研究所	1	富士山科学研究所本館棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
375	238	富士山科学研究所	2	富士山科学研究所研究棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
376	246	鑑識分庁舎	1	鑑識分庁舎	<input type="radio"/>		
377	246	鑑識分庁舎	5	鑑識分庁舎（食品工業開放試験室）	<input type="radio"/>		
378	247	本部分庁舎	1	本部分庁舎（旧交通部）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
379	248	ヘリポート	1	ヘリポート（管理棟）	<input type="radio"/>		
380	249	警察学校	1	警察学校体育館	<input type="radio"/>		

別紙1 点検対象建築物一覧表

通し番号	施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
381	249	警察学校	1	警察学校西寮	○	○	
382	251	山梨県総合交通センター	1	山梨県総合交通センター事務棟	○	●	
383	251	山梨県総合交通センター	2	研修室	○		
384	251	山梨県総合交通センター	3	指導員事務室	○		
385	252	安全運転学校都留分校	1	安全運転学校都留分校（庁舎）	○		
386	253	甲府警察署庁舎	2	甲府警察署庁舎	○	○	
387	254	南甲府警察署庁舎	1	南甲府警察署庁舎	○		
388	254	南甲府警察署庁舎	7	南甲府警察署南別館	○		
389	254	南甲府警察署庁舎	8	南甲府警察署東別館	○		
390	255	南アルプス警察署庁舎	1	庁舎	○		
391	257	北杜警察署庁舎	1	北杜警察署庁舎	○		
392	257	北杜警察署庁舎	2	北杜警察署車庫・独身寮	○	○	
393	257	北杜警察署庁舎	1	北杜警察署東別館	○		
394	258	鰐沢警察署庁舎	1	鰐沢警察署庁舎	○		
395	259	鰐沢警察署市川分庁舎	1	警察署庁舎	○		
396	259	鰐沢警察署市川分庁舎	2	独身寮及び車庫	○	○	
397	260	南部警察署庁舎	1	南部警察署 庁舎	○		
398	260	南部警察署庁舎	2	南部警察署 車庫及び独身寮	○	○	
399	261	笛吹警察署庁舎	8	車庫・道場棟	○		
400	261	笛吹警察署庁舎	9	庁舎棟	○		
401	261	笛吹警察署庁舎	10	署長公舎	○		
402	261	笛吹警察署庁舎	11	独身寮	○	○	
403	262	日下部警察署庁舎	1	日下部警察署	○		
404	263	日下部警察署塩山分庁舎	1	日下部警察署塩山分庁舎	○		
405	263	日下部警察署塩山分庁舎	4	日下部警察署塩山分庁舎独身寮	○	○	
406	264	富士吉田警察署庁舎	1	富士吉田警察署庁舎	○	●	
407	266	大月警察署庁舎	1	大月警察署庁舎	○		
408	266	大月警察署庁舎	2	独身寮	○		
409	267	大月警察署都留分庁舎	1	大月警察署都留分庁舎	○		
410	268	上野原警察署庁舎	1	上野原警察署庁舎	○		
411	268	上野原警察署庁舎	6	車庫・独身寮	○	○	
412	586	甲斐警察署庁舎	7	甲斐警察署庁舎	○	○	
413	416	飯田待機宿舎	1	飯田待機宿舎	○	○	
414	417	宝待機宿舎	1	宝待機宿舎（A棟）	○	○	
415	417	宝待機宿舎	4	宝待機宿舎（B棟）	○	○	
416	418	住吉待機宿舎	1	住吉待機宿舎	○	○	
417	419	飯田職員宿舎	1	飯田待機宿舎	○	○	
418	420	徳行待機宿舎	1	徳行待機宿舎（B棟）	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

通し番号	施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
419	420	徳行待機宿舎	4	徳行待機宿舎（A棟）	○	○	
420	421	中小河原待機宿舎	1	中小河原待機宿舎（A棟）	○	○	
421	421	中小河原待機宿舎	5	中小河原待機宿舎（B棟）	○	○	
422	422	峡中地区待機宿舎	1	峡中地区待機宿舎	○	○	
423	423	竜王待機宿舎	1	竜王待機宿舎（A棟）	○	○	
424	423	竜王待機宿舎	6	竜王待機宿舎（B棟）	○	○	
425	423	竜王待機宿舎	10	竜王待機宿舎（C棟）	○	○	
426	424	美咲寮	1	美咲独身寮B	○	○	
427	424	美咲寮	3	美咲独身寮A	○	○	
428	425	清明寮	1	清明寮	○	○	
429	427	南アルプス警察署署長宿舎	1	南アルプス警察署署長宿舎	○		
430	428	南アルプス警察署次長宿舎	1	南アルプス警察署次長宿舎	○		
431	429	南アルプス警察署独身寮	1	南アルプス警察署独身寮	○	○	
432	430	白根待機宿舎	1	白根待機宿舎	○	○	
433	432	峠北地区待機宿舎	1	峠北地区待機宿舎	○	○	
434	435	上町待機宿舎	1	上町待機宿舎	○	○	
435	436	本町待機宿舎	1	本町待機宿舎	○	○	
436	438	鰐沢警察署独身寮	1	鰐沢警察署独身寮	○	○	
437	440	鰐沢警察署次長宿舎	3	鰐沢警察署次長宿舎	○		
438	442	峠南地区待機宿舎	1	峠南地区警察官待機宿舎	○	○	
439	443	市川待機宿舎	1	市川待機宿舎	○	○	
440	448	南部待機宿舎（昭和）	1	南部待機宿舎（昭和）	○	○	
441	449	南部待機宿舎（岬原）	1	南部待機宿舎（岬原）	○	○	
442	453	石和地区警察官待機宿舎	1	石和地区警察官待機宿舎	○	○	
443	455	日下部警察署署長宿舎	1	日下部警察署署長宿舎	○		
444	456	日下部警察署次長宿舎	1	日下部警察署次長宿舎	○		
445	457	日下部警察署独身寮	1	日下部警察署独身寮	○	○	
446	458	峠東地区待機宿舎	1	峠東地区警察官待機宿舎	○	○	
447	459	日下部地区待機宿舎	1	日下部地区警察官待機宿舎	○	○	
448	461	日下部警察署熊野待機宿舎	1	日下部警察署熊野待機宿舎	○	○	
449	462	富士吉田警察署署長公舎	1	富士吉田警察署署長公舎	○		
450	463	富士吉田警察署副署長公舎	1	富士吉田警察署副署長公舎	○		
451	464	剣丸尾警察官待機宿舎	1	剣丸尾待機宿舎	○	○	
452	464	剣丸尾警察官待機宿舎	5	剣丸尾待機宿舎・ポンプ室（給水ポンプ、受水槽）	●	○	
453	465	船津警察官待機宿舎	1	船津警察官待機宿舎	○	○	
454	466	下宿警察官待機宿舎	1	下宿警察官待機宿舎	○	○	
455	467	松山待機宿舎	1	松山待機宿舎	○	○	
456	469	大月警察署都留分庁舎幹部署員宿舎	1	大月警察署都留分庁舎幹部署員宿舎	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

通 し 番 号	施 設 番 号	施 設 名 称	建 物 番 号	建 物 名 称	長 寿 命 化 点 検	建 築 基 準 法 点 検	管 繕 課
457	470	都留独身寮	1	都留独身寮	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
458	471	大月待機宿舎	1	大月地区警察官待機宿舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
459	472	大月警察署署長公舎	1	大月警察署署長公舎	<input type="radio"/>		
460	473	大月警察署副署長公舎	1	大月警察署副署長公舎	<input type="radio"/>		
461	474	下川渡待機宿舎	1	下川渡待機宿舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
462	475	上野原警察署署長公舎	1	上野原警察署署長公舎	<input type="radio"/>		
463	476	上野原警察署次長公舎	1	上野原警察署次長公舎	<input type="radio"/>		
464	477	桜ヶ丘待機宿舎	1	桜ヶ丘待機宿舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
465	478	八ツ沢警察官待機宿舎	1	八ツ沢警察官待機宿舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
466	587	甲斐警察署署長公舎	1	署長公舎	<input type="radio"/>		
467	588	甲斐警察署副署長公舎	1	副署長公舎	<input type="radio"/>		
468	589	甲斐警察署独身寮	1	独身寮	<input type="radio"/>		
469	480	東京事務所職員宿舎（野沢宿舎）	2	東京事務所職員宿舎		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
470	481	東京事務所職員宿舎（下馬宿舎）	1	東京事務所職員宿舎本館		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
471	482	音羽職員宿舎	8	音羽職員宿舎新い号館		<input type="radio"/>	
472	482	音羽職員宿舎	9	音羽職員宿舎は号館		<input type="radio"/>	
473	482	音羽職員宿舎	10	音羽県職員宿舎 新ろ号棟		<input type="radio"/>	
474	482	音羽職員宿舎	18	音羽職員宿舎に号館		<input type="radio"/>	
475	483	富士吉田職員宿舎	3	富士吉田職員宿舎 世帯棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
476	483	富士吉田職員宿舎	5	富士吉田職員宿舎 単身棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
477	484	職員宿舎メイプル飯田	3	職員宿舎メイプル飯田	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
478	485	宮前職員宿舎	1	宮前職員宿舎 1号館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
479	485	宮前職員宿舎	2	宮前職員宿舎 2号館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
480	487	吉田地区教職員住宅	5	吉田地区教職員住宅		<input type="radio"/>	
481	488	上野原高等学校教職員住宅	1	上野原地区教職員住宅		<input type="radio"/>	
482	494	甲府工業高校寄宿舎（甲府工業高校同窓会貸し付け）	1	甲府工業高校寄宿舎(元五葉会館)		<input type="radio"/>	
483	495	身延高校寄宿舎（身延高校同窓会貸し付け）	1	身延高校寄宿舎（元済美寮）		<input type="radio"/>	
484	509	広瀬ダム管理事務所等	1	広瀬ダム管理事務所 事務所、発電機室	<input type="radio"/>		
485	509	広瀬ダム管理事務所等	2	広瀬ダム管理事務所 倉庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
486	510	荒川ダム管理事務所等	1	荒川ダム傍受局舎（中北建設事務所内）	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
487	510	荒川ダム管理事務所等	1	荒川ダム管理事務所 管理棟	<input type="radio"/>		
488	510	荒川ダム管理事務所等	3	荒川ダム管理事務所 コア倉庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
489	510	荒川ダム管理事務所等	2	荒川ダム管理事務所 予備電源室棟（受変電・非常用発電）	●		
490	511	琴川ダム管理事務所等	1	管理棟	<input type="radio"/>		
491	511	琴川ダム管理事務所等	5	係船庫		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
492	512	大門ダム管理事務所等	1	大門ダム管理事務所	<input type="radio"/>		
493	512	大門ダム管理事務所等	2	大門ダム管理事務所 予備電源室（受変電・非常用発電）	●		
494	513	塩川ダム管理事務所等	1	塩川ダム管理事務所	<input type="radio"/>		

別紙1 点検対象建築物一覧表

通 し 番 号	施 設 番 号	施 設 名 称	建 物 番 号	建 物 名 称	長 寿 命 化 点 検	建 築 基 準 法 点 検	営 繕 課
495	513	塩川ダム管理事務所等	2	塩川ダム係船庫		○	○
496	514	深城ダム管理事務所等	1	管理事務所	○		
497	514	深城ダム管理事務所等	3	深城ダム艇庫		○	○
498	526	小瀬スポーツ公園	6	小瀬スポーツ公園陸上競技場メインスタンド	-	○	
499	526	小瀬スポーツ公園	8	小瀬スポーツ公園 体育館	-	○	
500	526	小瀬スポーツ公園	10	小瀬スポーツ公園 野球場内野スタンド	-	○	
501	526	小瀬スポーツ公園	15	小瀬スポーツ公園水泳メインスタンド管理棟	-	○	
502	526	小瀬スポーツ公園	20	武道館	-	○	
503	526	小瀬スポーツ公園	22	アイスアリーナ	-	○	
504	526	小瀬スポーツ公園	26	陸上競技場北サイドスタンド	-	○	
505	526	小瀬スポーツ公園	27	陸上競技場南サイドスタンド	-	○	
506	527	富士北麓公園	1	富士北麓公園 メインスタンド	-	○	
507	527	富士北麓公園	2	富士北麓公園 体育館	-	○	
508	527	富士北麓公園	10	富士北麓公園野球場スタンド	-	○	
509	527	富士北麓公園	12	倉庫	-	○	
510	527	富士北麓公園	13	富士北麓公園 フリーウエイトトレーニング室	-	○	
511	527	富士北麓公園	14	富士北麓公園 屋内練習走路	-	○	
512	528	緑が丘スポーツ公園	1	山梨県営体育館	-	○	
513	528	緑が丘スポーツ公園	2	山梨県営体育館 附属棟	-	○	
514	528	緑が丘スポーツ公園	5	県営体育館 スポーツの家、屋内プール	-	○	
515	531	笛吹川フルーツ公園	4	フルーツミュージアム	-	○	
516	531	笛吹川フルーツ公園	7	栽培温室管理棟	-	○	
517	532	桂川ウェルネスパーク	1	里山交流館（管理棟）	-	○	
518	538	武田の杜	1	鳥獣センター管理棟	○	○	
519	538	武田の杜	12	健康の森 森林学習展示館	○	○	
520	538	武田の杜	36	鳥獣センター展示館	○	○	

※長寿命化点検：○は、予防保全又は監視保全の建築部位・設備が点検対象

●は、予防保全又は監視保全である（ ）内の設備のみ点検対象

※建築基準法点検：高等学校、警察の建物のうち、長寿命化点検対象外のものは一覧から除く

県営住宅、企業局、清里の森の建物は一覧から除く

●は、昇降機のみ点検対象

※営繕課：施設管理者の依頼により、営繕課が点検を行うもの

別紙2 法令検査点検一覧表

検査等の対象		検査等内容	検査等回数	規定法規	検査等資格者等	備考
消防用設備等	消火器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント及び無線通信補助設備	機器点検	1回/6月	消防法第17条の3 消防庁告示（昭和50年第3号）	消防設備士または 消防設備点検資格者	
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線部分を除く）並びに操作盤	機器点検	1回/6月			
	配線	総合点検	1回/1年			
	屋内外消火栓のホース、連結送水管	耐圧試験	1回/3年			ホースまたは配管の製造年の末日から10年以内のものを除く
危険物	指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所及び地下貯槽を有する一般取扱所	消防法第10条第4項の基準に適合しているかの点検	1回/1年	消防法14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の5、第62条の4	危険物取扱者または危険物施設保安員	指定数量とは危険物の規制に関する政令第1条の11に定める数量をいう。 第1石油類(ガリソン等) = 200L 第2石油類(灯油等) = 1000L 第3石油類(重油等) = 2000L 第4石油類(ギア油等) = 6000L 他
ボイラー	ボイラー（小型ボイラーを除く）	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超えて2年以内)	労働安全衛生法第41条、第45条 ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条	労働基準監督署長または検査代行機関	ボイラー、小型ボイラー及び第1種圧力容器、小型圧力容器、第2種圧力容器は、労働安全衛生法施行令第1条による
		定期自主検査	1回/1月			
圧力容器	小型ボイラー	定期自主検査	1回/1年	労働安全衛生法第41条、第45条	労働基準監督署長または検査代行機関	
		性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超えて2年以内)			
	第1種圧力容器（小型圧力容器を除く）	定期自主検査	1回/1月	ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条、第67条、第73条、第88条、第94条	労働基準監督署長または検査代行機関	
		性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超えて2年以内)			
エレベーター	第2種圧力容器	定期自主検査	1回/1年	ボイラー及び圧力容器安全規則第92条で定める教育を受けたもの	ボイラー及び圧力容器安全規則第92条で定める教育を受けたもの	
		性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超えて2年以内)			
	小型圧力容器	定期自主検査	1回/1年			
事務所	積載荷重1トン以上	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超えて2年以内)	労働安全衛生法第41条、第45条 クレーン等の安全規則第154条、第159条	労働基準監督署長または 検査代行機関	事務所とは、事務作業に従事する労働者が主として使用する建築物をいう。
		定期自主検査	1回/1年			
		積載荷重0.25トン以上1トン未満	定期自主検査			
特定建築物	中央管理方式の空気調和設備又は機械換気設備	作業環境測定	1回/2月	労働安全衛生法第65条 事務所衛生基準規則第7条、第9条、第10条、第15条 ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）第4条 同施行規則第3条～4条、第4条の2、3	講習修了者 建築物環境衛生管理技術者でかつ実務の経験のあるもの 監督を行うものは講習終了者	特定建築物とは、興業場、店舗、事務所、旅館等の用途に供される部分の延べ面積が3000m以上、及び学校の用途に供される部分の延べ面積が8000m以上の建築物をいう。
		機械換気設備定期点検	1回/2月			
		照明設備定期点検	1回/6月			
	給水設備	空気環境の測定	1回/2月			
冷凍機	第1種製造者となる冷凍機のうち特定施設	遊離残留塩素の検査	1回/7日	同施行規則第3条～4条、第4条の2、3	都道府県知事または高圧ガス保安協会	第1種製造者とは、1日の法定冷凍能力が20トン（プロパンの場合50トン）以上で高圧ガスを用いる設備をいい、また特定施設とは冷凍保安規則第30条に定める冷媒を使用する製造所をいい、プロパンの場合は含まれる。
		飲料用水質の検査	1回/6月			
		保安検査	3年に1回以上			
ぱい煙発生施設	危険予防規定を定め自主検査	危険予防規定を定め自主検査	1回/1年	高圧ガス保安法第35条	都道府県知事または高圧ガス保安協会	第1種製造者とは、1日の法定冷凍能力が20トン（プロパンの場合50トン）以上で高圧ガスを用いる設備をいい、また特定施設とは冷凍保安規則第30条に定める冷媒を使用する製造所をいい、プロパンの場合は含まれる。
		危険予防規定を定め自主検査	1回/1年			
		ぱい煙量と濃度の測定	1回/2月			
簡易専用水道		外観検査	1回/1年	水道法34条の2 同施行規則第55条、56条	地方公共団体の機関または厚生労働大臣が 指定するもの	簡易水道とは、受水タンクの合計容量が10mを超えるものをいう。
		水質検査				
		書類検査				
特定施設(指定地域特定施設)		排出水の特定	400m3/日以上：1回/1日 200～400m3/日未満：1回/7日 100～200m3/日未満：1回/14日 50～100m3/日未満：1回/30日	水質汚濁防止法第14条 同施行規則		特定施設とは、処理対象人員が500人を超える屎尿処理槽（指定地域は201人以上500人以下）及び300床以上の病院の廐房施設
		保安規定を定め自主定期点検	月次1回/1月 年次(A) 1回/1年 年次(B) 1回/3年			
事業用電気工作物		ガス湯沸かし器（屋内設置） ガス風呂釜（屋内設置） 及びこれらの排気筒	消費機器の技術上の基準（規則108条）	ガス事業法40条の2 ガス事業法施行規則第84条	ガス供給事業者	ガス湯沸かし器でガスの消費量が10,000kcal/h以下のものでかつ不完全燃焼時自動ガス遮断装置付きのものは除く。
		水質検査	1回/1年	浄化槽法第10条		
		保守点検	1回/1週～6月	浄化槽法第11条		
浄化槽		保守点検	1回/1年	水質検査は指定検査機関が行う。	処理方式、処理対象人員により点検周期が異なる。 501人以上の浄化槽は技術管理者を置くことが必要。	

様式 1 建築基準法点検票

点検区分	建築物	・	建築設備
------	-----	---	------

※ 該当するものに○を付ける。

施設番号	
施設名称	
建物番号	
建築物名称	

点検日	
点検者名 (資格)	()

※ 資格欄には、建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、
昇降機等検査員、建築設備検査員のいずれかを記入する。

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	敷地及び地盤	1-(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	建物周辺に陥没はあるが、安全上支障なし	-	建物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねている			
2	敷地及び地盤	1-(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微のひび割れ、破損又は傾斜がある	中程度のひび割れ、破損又は傾斜がある	著しいひび割れ、破損又は傾斜がある			
3	敷地及び地盤	1-(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽度の傾斜又は、ひび割れがある	中程度の傾斜又は、ひび割れがある	著しい傾斜、ひび割れがある、又は目地部より土砂が流出している			
4	建築物の外部	2-(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	地盤沈下に伴う軽微なひび割れあり	地盤沈下に伴う中程度のひび割れがある	地盤沈下に伴う著しいひび割れがある、又は建具開閉等に支障ある			
5	建築物の外部	2-(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	基礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	コンクリート面に軽微なひび割れ、欠損等がある	コンクリート面に中程度のひび割れ、欠損等がある	基礎石にずれがある、又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等がある			
6	建築物の外部	2-(3)	土台(木造建築物)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	土台にたわみ、傾斜等がある、又は建具開閉に支障がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
7	建築物の外部	2-(4)	土台 (木造建築物)	土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>				
8	建築物の外部	2-(6)	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>			
9	建築物の外部	2-(7)	外壁	躯体等	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	れんが、石等に割れ、ずれ等がある <input type="checkbox"/>		
10	建築物の外部	2-(8)	外壁	躯体等	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	目地モルタルに軽微な欠落がある <input type="checkbox"/>	目地モルタルに中程度の欠落がある <input type="checkbox"/>	目地モルタルに著しい欠落がある、又はブロック積みに変位等がある <input type="checkbox"/>			
11	建築物の外部	2-(9)	外壁	躯体等	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	鋼材に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>			
12	建築物の外部	2-(10)	外壁	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度の白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考			
13	建築物の外部	2-(11)	外壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものの除去）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合には、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超えて、かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	外壁タイル等に剥落等があること又是著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	異常なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外壁タイル等に軽微な白華、ひび割れ、浮き等がある	外壁タイル等に中程度の白華、ひび割れ、浮き等がある	外壁タイル等に剥落等がある、又は著しい白華、ひび割れ、浮き等がある	<input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
14	建築物の外部	2-(12)	外壁	外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ひび割れ、欠損等がある			
15	建築物の外部	2-(13)	外壁	外装仕上げ材等	金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形している			
16	建築物の外部	2-(14)	外壁	外装仕上げ材等	コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴つたひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	錆汁を伴つたひび割れ、欠損等がある			
17	建築物の外部	2-(15)	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形している			
18	建築物の外部	2-(17)	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	機器本体に軽微な錆又は腐食がある	機器本体に中程度の錆又は腐食がある	機器本体に著しい錆又は腐食がある			
19	建築物の外部	2-(18)	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	緊結金物に軽微な錆、腐食等がある	緊結金物に中程度の錆、腐食等がある	支持部分に緊結不良がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
20	屋上及び屋根	3-(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがある、又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂している		
21	屋上及び屋根	3-(2)	屋上回り(屋上面を除く)		バラベットの立ち上がり面の劣化及び損傷の状況	目視及びテスツハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	モルタル等の仕上げ材に軽微な白華、ひび割れ等がある	モルタル等の仕上げ材に中程度の白華、ひび割れ等がある、又はパネルが破損している	
22	屋上及び屋根	3-(3)	屋上回り(屋上面を除く)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテスツハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	モルタル面に軽微なひび割れ、欠損等がある	モルタル面に中程度のひび割れ、欠損等がある	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等がある
23	屋上及び屋根	3-(4)	屋上回り(屋上面を除く)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテスツハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	笠木に軽微な錆又は腐食がある	笠木に中程度の錆又は腐食がある	笠木に著しい錆若しくは腐食がある、又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形している
24	屋上及び屋根	3-(5)	屋上回り(屋上面を除く)		排水溝(ドレンを含む。)の劣化及び損傷の状況	目視及びテスツハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	排水溝のモルタルに軽微なひび割れ、浮き等がある	排水溝のモルタルに中程度のひび割れ、浮き等がある	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等がある

様式1 建築基準法点検票 (建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
25	屋上及び屋根	3-(7)	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテスパンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	緊結金物に軽微な腐食等がある	緊結金物に中程度の腐食等がある	屋根ふき材に割れがある、又は緊結金物に著しい腐食等がある				
26	屋上及び屋根	3-(8)	機器及び工作物(冷却設備、廣告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテスパンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に軽微な錆、腐食等がある	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に中程度の錆、腐食等がある	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等がある				
27	屋上及び屋根	3-(9)	機器及び工作物(冷却設備、廣告塔等)	支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテスパンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	緊結金物に軽微な腐食等がある、又はコンクリート基礎等に軽微なひび割れ、欠損等がある	緊結金物に中程度の腐食等がある、又はコンクリート基礎等に中程度のひび割れ、欠損等がある	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等がある、又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等がある				
28	建築物の内部	4-(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷がある			
29	建築物の内部	4-(6)	壁の室内に面する部分	軀体等	木造の壁の室内に面する部分の軀体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
30	建築物の内部	4-(7)	壁の室内に面する部分	躯体等	組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	れんが、石等に割れ、ずれ等がある			
31	建築物の内部	4-(8)	壁の室内に面する部分	躯体等	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	目地モルタルに軽微な欠落がある	目地モルタルに中程度の欠落がある	目地モルタルに著しい欠落がある、又はブロック積みに変位がある			
32	建築物の内部	4-(9)	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	鋼材に軽微な錆、腐食等がある	鋼材に中程度の錆、腐食等がある	鋼材に著しい錆、腐食等がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
33	建築物の内部	4-(10)	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨 鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>						
34	建築物の内部	4-(12)	壁の室内に面する部分	防火区画を構成する壁	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。	<input type="checkbox"/>						
35	建築物の内部	4-(13)	壁の室内に面する部分	防火区画を構成する壁	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	<input type="checkbox"/>						

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
36	建築物の内部	4-(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に軽度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>			
37	建築物の内部	4-(18)	床	躯体等	鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	鋼材に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>			
38	建築物の内部	4-(19)	床	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度の白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>			
39	建築物の内部	4-(21)	床	防火区画を構成する床	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	-	-	各部材又は接合部に穴又は破損がある <input type="checkbox"/>			
40	建築物の内部	4-(24)	天井	令第128条の5(特殊建築物の内装)	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテスツハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	-	-	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷がある、又は剥落等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票 (建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
41	建築物の内部	4-(25)	天井	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等がある			
42	建築物の内部	4-(30)	防火設備(防火扉、防火シャッターに限る)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(以下「常閉防火設備」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第112条第14項第2号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。)に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能に支障がある			
43	建築物の内部	4-(34)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	照明器具又は懸垂物に軽微な錆、腐食、緩み、変形等がある	照明器具又は懸垂物に中程度の錆、腐食、緩み、変形等がある	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等がある			
44	建築物の内部	4-(43)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等がある、又は3年以内に劣化状況調査が行われていない			

様式1 建築基準法点検票 (建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
45	建築物の内部	4-(45)	石綿等を添加した建築材料	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷がある			
46	避難施設等	5-(8)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な錆又は腐食がある	中程度の錆又は腐食がある	著しい錆又は腐食がある			
47	避難施設等	5-(15)	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等がある			
48	避難施設等	5-(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	防煙壁にき裂、破損、変形等がある		
49	その他	6-(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年内に実施した点検の記録がある場合は、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等がある		

様式1 建築基準法点検票 (建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
50	その他	6-(2)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	膜張力又はケーブル張力が低下している		
51	その他	6-(3)	特殊な構造等	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況 (免震装置が可視状態にある場合に限る。)	目視により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	鋼材部分に軽微な錆、腐食等がある	鋼材部分に中程度の錆、腐食等がある	鋼材部分に著しい錆、腐食等がある		
52	その他	6-(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断している		
53	その他	6-(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	煙突本体及び建築物との接合部に軽微なひび割れ、肌分かれ等がある	煙突本体及び建築物との接合部に中程度のひび割れ、肌分かれ等がある	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等がある		
54	その他	6-(7)	煙突	建築物に設ける煙突	付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	付帯金物に軽微な錆、腐食等がある	付帯金物に中程度の錆、腐食等がある	付帯金物に著しい錆、腐食等がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
55	その他	6-(8)	煙突	煙突 (令第 138条 第1項 第1 号)	煙突本 体の劣 化及び 損傷の 状況	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。	煙突本体に 鉄筋露出 若しくは腐 食又は著し い錆、錆 汁、ひび割 れ、欠損等 があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	煙突本体 に軽微な 錆、錆 汁、ひび 割れ、欠 損等があ る	□	□	□	煙突本体 に中程度 の錆、錆 汁、ひび 割れ、欠 損等があ る	□	煙突本体 に鉄筋露 出若しくは 腐食又は 著しい 錆、錆 汁、ひび 割れ、欠 損等があ る
56	その他	6-(9)	煙突	煙突 (令第 138条 第1項 第1 号)	付帯金 物の劣 化及び 損傷の 状況	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。	アンカーボル ト等に著し い錆、腐 食、緊結不 良等があ ること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	アンカーボ ルト等に 軽微な 錆、腐 食、緊結 不良等が ある	□	□	□	アンカーボ ルト等に 中程度の 錆、腐 食、緊結 不良等が ある	□	アンカーボ ルト等に 著しい 錆、腐 食、緊結 不良等が ある

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(2)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
2	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(4)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	各室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
3	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(5)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	風道の接続部に損傷があり空気が漏れている、又は取付けが堅固でない		
4	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(7)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	機器に損傷がある、取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
5	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(8)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	外気の流れにより換気能力が多少低下する構造となっている	外気の流れにより換気能力が低下する構造となっている	外気の流れにより換気能力が著しく低下する構造となっている		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
6	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(12)	中央管理方式の空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
7	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(13)	中央管理方式の空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	空気調和機器又は配管に軽微な腐食がある	空気調和機器又は配管に中程度腐食がある	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食がある			
8	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(14)	中央管理方式の空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱がある			
9	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(2)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
10	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(5)	自然換気設備及び機械換気設備	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	鳥の巣等により給排気が妨げられている			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
11	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(6)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材が脱落又は損傷していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	断熱材が脱落又は損傷している			
12	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(12)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	機器に損傷がある、取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
13	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(2)	防火ダンパー等	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しない、又は著しい腐食がある			
14	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(3)	防火ダンパー等	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ダンパーが円滑に作動しない			
15	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(4)	防火ダンパー等	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	防火ダンパー本体に軽微な腐食がある	防火ダンパー本体に中程度の腐食がある	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
16	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食がある		
17	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(2)	排煙機	排煙機の外観	排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接続部に破損又は変形がある		
18	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(7)	排煙機	排煙機の性能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある		
19	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(13)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
20	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(17)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の性能	排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な振動がある	中程度の振動がある	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
21	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	排煙風道に軽微な腐食がある	排煙風道に中程度の腐食がある	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食がある		
22	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(22)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある		
23	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(27)	排煙風道	防火ダンパー	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ダンパーが円滑に作動しない		
24	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(28)	排煙風道	防火ダンパー	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	防火ダンパー本体に軽微な腐食がある	防火ダンパー本体に中程度の腐食がある	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食がある		
25	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(34)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		

様式1 建築基準法点検票
(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
26	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(40)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	給気風道に軽微な腐食がある	給気風道に中程度の腐食がある	給気風道に変形、破損又は著しい腐食がある		
27	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(42)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある		
28	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(44)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
29	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(45)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接続部に空気漏れ、破損又は変形がある		
30	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(47)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
31	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(3)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	排煙風道に軽微な腐食がある	排煙風道に中程度の腐食がある	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食がある		
32	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(4)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損がある		
33	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(7)	加圧防排煙設備	給気口の外観	給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
34	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(11)	加圧防排煙設備	給気口の性能	給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な振動がある	中程度の振動がある	開放時に気流により閉鎖する、又は著しい振動がある		
35	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(12)	加圧防排煙設備	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	給気風道に軽微な腐食がある	給気風道に中程度の腐食がある	給気風道に変形、破損又は著しい腐食がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
36	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(13)	加圧防排煙設備	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある <input type="checkbox"/>		
37	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(15)	加圧防排煙設備	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
38	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(16)	加圧防排煙設備	給気送風機の外観	給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	接続部に空気漏れ、破損又は変形がある <input type="checkbox"/>		
39	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(18)	加圧防排煙設備	給気送風機の性能	給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある <input type="checkbox"/>		
40	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(27)	加圧防排煙設備	空気逃し口の外観	空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
41	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(31)	加圧防排煙設備	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
42	令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	3-(5)	可動防煙壁	可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がない			
43	予備電源(別表第2)	4-(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況	目視により確認する。	電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落がある		
44	予備電源(別表第2)	4-(7)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管類の接続部等に漏洩等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	配管類の接続部等に漏洩等がある		
45	予備電源(別表第2)	4-(8)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機板、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	発電機板、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷がある、又は運転表示ランプ類が点灯しない		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
46	予備電源（別表第2）	4-(9)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
47	予備電源（別表第2）	4-(11)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	接続端子部に軽微な腐食がある	接続端子部に中程度の腐食がある	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある		
48	予備電源（別表第2）	4-(15)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転中に異常な音、異常な振動等がある		
49	予備電源（別表第2）	4-(16)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがある		
50	予備電源（別表第2）	4-(17)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転中に異常な音又は異常な振動がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
51	予備電源（別表第2）	4-(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	アンカーボルト等に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	アンカーボルト等に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	据付けが堅固でない、アンカーボルト等に著しい腐食がある、又は換気が十分でない <input type="checkbox"/>		
52	予備電源（別表第2）	4-(20)	直結エンジン	直結エンジンの外観	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	電圧が定格電圧以下である、電解液量が機器に表示された適正量より少ない、又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等がある <input type="checkbox"/>		
53	予備電源（別表第2）	4-(21)	直結エンジン	直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷がある、又は運転表示ランプ類が点灯しない <input type="checkbox"/>		
54	予備電源（別表第2）	4-(22)	直結エンジン	直結エンジンの外観	給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	変形、損傷、き裂等がある <input type="checkbox"/>		
55	予備電源（別表第2）	4-(23)	直結エンジン	直結エンジンの外観	Vベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	ベルトに損傷若しくはき裂がある、又はたわみが大きい <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
56	予備電源（別表第2）	4-(24)	直結エンジン	直結エンジンの外観	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	接続端子部に中程度の腐食がある
57	予備電源（別表第2）	4-(27)	直結エンジン	直結エンジンの性能	運転の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運転中に異常な音、異常な振動等がある
58	照明器具（別表第3）	1-(1)	非常用の照明器具		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	天井その他の取付け部に正しく固定されていない、又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていない、若しくはコンセントから容易に抜ける状態である
59	電池内蔵形の蓄電池（別表第3）	4-(1)	配線及び充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切斷しても充電ランプが点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点滅スイッチを切斷しても充電ランプが点灯しない

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
60	電源別置形の蓄電池（別表第3）	5-(3)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	変形、損傷、腐食、液漏れ等がある		
61	自家用発電装置（別表第3）	6-(3)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	端子部の締め付けが堅固でない、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損がある、又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等がある		
62	自家用発電装置（別表第3）	6-(6)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	電圧が定格電圧以下である、電解液量が機器に表示された適正量より少ない、又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等がある		
63	自家用発電装置（別表第3）	6-(7)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	配管の接続部等に漏洩等がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
64	自家用発電装置（別表第3）	6-(8)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷がある、又は運転表示ランプが点灯しない			
65	自家用発電装置（別表第3）	6-(9)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
66	自家用発電装置（別表第3）	6-(11)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	接続端子部に軽微な腐食がある	接続端子部に中程度の腐食がある	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある			
67	自家用発電装置（別表第3）	6-(15)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	音、振動等の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	異常な音、異常な振動等がある			
68	自家用発電装置（別表第3）	6-(16)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがある			

様式1 建築基準法点検票
(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
69	自家用発電装置（別表第3）	6-(17)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転時に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転時に異常な音、異常な振動等がある		
70	飲料用の配管設備及び排水設備（別表第4）	1-(2)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	配管に腐食又は漏水がある			
71	飲料水の配管設備（別表第4）	2-(5)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がない			
72	飲料水の配管設備（別表第4）	2-(10)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	配管に腐食又は漏水がある			
73	飲料水の配管設備（別表第4）	2-(11)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号若しくは第3号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号若しくは第3号の規定に適合しない、又は腐食若しくは漏水がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
74	排水設備（別表第4）	3-(3)	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	漏れがある			
75	排水設備（別表第4）	3-(4)	排水槽	排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
76	排水設備（別表第4）	3-(5)	排水槽	排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転中に異常な音、異常な振動等がある、又は定格水圧がない			
77	排水設備（別表第4）	3-(10)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
78	排水設備（別表第4）	3-(17)	その他	排水管	排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	排水勾配がない、又は流れていない		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
79	排水設備（別表第4）	3-(20)	その他	排水管	間接排水の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号口の規定に適合しないこと又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号口の規定に適合しない、又は損傷がある	<input type="checkbox"/>		
80	排水設備（別表第4）	3-(22)	その他	通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しないこと又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しない、又は損傷がある	<input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	防火扉（別表第1）	1-(2)	防火扉	扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>		
2	防火扉（別表第1）	1-(3)	防火扉	扉、枠及び金物	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
3	防火扉（別表第1）	3-(9)	運動機構	運動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>		
4	防火扉（別表第1）	3-(10)	運動機構	運動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に繋結されていないこと。	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に繋結されていない <input type="checkbox"/>		
5	防火扉（別表第1）	3-(12)	運動機構	運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
6	防火扉（別表第1）	3-(14)	運動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
7	防火シャッター（別表第2）	1-(2)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブランケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
8	防火シャッター(別表第2)	1-(3)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがある		
9	防火シャッター(別表第2)	1-(4)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブレケット、ペアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食、異常音又は異常な振動がある		
10	防火シャッター(別表第2)	1-(5)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	ローラーチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	腐食がある、異常音がある、若しくは歯飛びしている、又はたるみ若しくは固着がある		
11	防火シャッター(別表第2)	1-(6)	防火シャッター	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	スラット又は座板に軽微な腐食がある	スラット又は座板に中程度の腐食がある	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又はスラットに片流れ若しくは固着がある		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
12	防火シャッター(別表第2)	1-(7)	防火シャッター	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は固定ボルトの締め付けが堅固でない			
13	防火シャッター(別表第2)	1-(8)	防火シャッター	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ケースに外れがある			
14	防火シャッター(別表第2)	1-(9)	防火シャッター	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	まぐさ若しくはガイドレールの本体に軽微な腐食がある、又は遮煙材に著しい損傷がある	まぐさ若しくはガイドレールの本体に中程度の腐食がある、又は遮煙材に中程度の損傷がある	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落がある			
15	防火シャッター(別表第2)	1-(10)	防火シャッター	危害防止措置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	劣化、損傷又は脱落がある			
16	防火シャッター(別表第2)	1-(11)	防火シャッター	危害防止措置	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある			
17	防火シャッター(別表第2)	1-(13)	防火シャッター	危害防止措置	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板関知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は防火シャッターの降下が停止しない			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
18	防火シャッター (別表第2)	2-(17)	連動機構	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されている、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は油脂、埃、塗料等の付着がある	<input type="checkbox"/>	
19	防火シャッター (別表第2)	2-(18)	連動機構	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	スイッチ類に破損がある、又は表示灯が点灯しない	<input type="checkbox"/>	
20	防火シャッター (別表第2)	2-(19)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある	<input type="checkbox"/>	
21	防火シャッター (別表第2)	2-(20)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接地線が接地端子に緊結されていない	<input type="checkbox"/>	
22	防火シャッター (別表第2)	2-(22)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある	<input type="checkbox"/>	
23	防火シャッター (別表第2)	2-(24)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある	<input type="checkbox"/>	

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
24	防火シャッター (別表第2)	2-(25)	連動機構 手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて構成巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができ位置に接地されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	速やかに作動させることができる位置に設置されていない、周囲に障害物があり操作ができない、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は打ち破り窓のプレートが脱落している	<input type="checkbox"/>		
25	耐火クロスクリーン(別表第3)	1-(2)	耐火クロスクリーン	駆動装置	ローラーチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	腐食がある、異常音がある、若しくは歯飛びしている、又はたるみ若しくは固着がある	<input type="checkbox"/>	
26	耐火クロスクリーン(別表第3)	1-(3)	耐火クロスクリーン	カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロスクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある	<input type="checkbox"/>	
27	耐火クロスクリーン(別表第3)	1-(4)	耐火クロスクリーン	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある、又は固定ボルトの締め付けが堅固でない	<input type="checkbox"/>	
28	耐火クロスクリーン(別表第3)	1-(5)	耐火クロスクリーン	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ケースに外れがある	<input type="checkbox"/>	

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
29	耐火クロスクリーン（別表第3）	1-(6)	耐火クロスクリーン	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	まぐさ若しくはガイドレールの本体に軽微な腐食がある、又は遮煙材に軽微な損傷がある	まぐさ若しくはガイドレールの本体に中程度の腐食がある、又は遮煙材に中程度の損傷がある	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落がある			
30	耐火クロスクリーン（別表第3）	1-(7)	耐火クロスクリーン	危害防止装置	危害防用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	劣化、損傷又は脱落がある			
31	耐火クロスクリーン（別表第3）	1-(8)	耐火クロスクリーン	危害防止装置	危害防用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷若しくは著しい腐食がある			
32	耐火クロスクリーン（別表第3）	1-(10)	耐火クロスクリーン	危害防止装置	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロスクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火スクリーンの降下が停止しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は耐火スクリーンの降下が停止しない			
33	耐火クロスクリーン（別表第3）	2-(14)	運動機構	運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	スイッチ類に破損がある、又は表示灯が点灯しない			
34	耐火クロスクリーン（別表第3）	2-(15)	運動機構	運動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
35	耐火クロスクリーン（別表第3）	2-(16)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>		
36	耐火クロスクリーン（別表第3）	2-(18)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
37	耐火クロスクリーン（別表第3）	2-(20)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付が堅固出ないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
38	耐火クロスクリーン（別表第3）	2-(21)	連動機構	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて構成巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができ位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	速やかに作動させができる位置に設置されていない、周囲に障害物があり操作ができない、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は打ち破り窓のプレートが脱落している <input type="checkbox"/>		
39	ドレンチャー等（別表第4）	1-(2)	ドレンチャー等	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	水幕を正常に形成できない位置に設置されている、又は塗装若しくは異物の付着等がある <input type="checkbox"/>		
40	ドレンチャー等（別表第4）	1-(3)	ドレンチャー等	開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
41	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(5)	ドレン チャー等	水源	貯水槽 の劣化 及び損 傷、水 質並び に水量 の状況	目視により 確認する。	変形、損傷 若しくは著し い腐食があ ること、水質 に著しい腐 敗、浮遊 物、沈殿物 等があること 又は規定の 水量が確保 されていない こと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	軽微な腐 食がある、 又は水質 に軽微な 腐敗があ る <input type="checkbox"/>	中程度の 腐食があ る、又は水質 に中程度の 腐敗があ る <input type="checkbox"/>	変形、損 傷若しくは 著しい腐 敗、浮遊 物、沈殿 物等があ る、又は 規定の水 量が確 保され ていな い <input type="checkbox"/>			
42	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(6)	ドレン チャー等	水源	給水裝 置の状 況	目視により 確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食があ ること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	軽微な腐 食がある <input type="checkbox"/>	中程度の 腐食があ る <input type="checkbox"/>	変形、損 傷又は著 しい腐食 がある <input type="checkbox"/>			
43	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(7)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	ポンプ制 御盤の スイッチ 類及び 表示灯 の状況	目視又は作 動の状況に より確認す る。	スイッチ類に 破損があ ること、表示 灯が点灯し ないこと又は スイッチ類が 機能しない こと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	スイッチ類 に破損が ある、表 示灯が点 灯しない、 又はスイッ チ類が機 能しない <input type="checkbox"/>			
44	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(8)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	結線接 続の状 況	目視又は触 診により確 認する。	断線、端子 の緩み、脱 落又は損傷 等があるこ と。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断線、端 子の緩 み、脱落 又は損傷 等がある <input type="checkbox"/>			
45	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(9)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	接地の 状況	回路計、ド ライバー等に より確認す る。	接地線が接 地端子に緊 結されてい ないこと。 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接地線が接 地端子に緊 結され ていな い <input type="checkbox"/>			
46	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(10)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	ポンプ及 び電動 機の状 況	目視又は触 診により確 認する。	回転が円滑 でないこと、潤 滑油等が 必要量ない こと、装置 若しくは配 管への接続 に緩みがあ ること又は基 礎への取付 けが堅固で ないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	回転が円 滑でな い、潤滑 油等が必 要量な い、装置 若しくは配 管への接 続に緩 みがあ ること又 は基礎 への取 付けが 堅固で ない <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
47	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(12)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	加圧送 水装置 予備電 源の劣 化及び 損傷の 状況	目視により 確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐 食がある	中程度の 腐食があ る	変形、損 傷又は著 しい腐食 がある			
48	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(14)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	圧力 計、呼 水槽、 起動用 圧力ス イッチ等 の付属 装置の 状況	目視又は作 動の状況に より確認す る。	変形、損傷 若しくは著し い腐食があ ること又は正 常に作動し ないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐 食がある	中程度の 腐食があ る	変形、損 傷若しくは 著しい腐 食がある、 又は正常 に作動し ない			
49	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(18)	連動機 構	制御器	結線接 続の状 況	目視又は触 診により確 認する。	断線、端子 の緩み、脱 落又は損傷 等があるこ と。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	断線、端 子の緩 み、脱落 又は損傷 等がある			
50	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(19)	連動機 構	制御器	接地の 状況	回路計、ド ライバー等に より確認す る。	接地線が接 地端子に緊 結されてい ないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接地線が 接地端子 に緊結さ れていな い			
51	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(20)	連動機 構	制御器	予備電 源への 切り替え の状況	常用電源を 遮断し、作 動の状況を 確認する。	自動的に予 備電源に切 り替わらない こと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	自動的に 予備電源 に切り替 わらない			
52	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(21)	連動機 構	運動機 構用予 備電源	劣化及 び損傷 の状況	目視により 確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食があ ること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐 食がある	中程度の 腐食があ る	変形、損 傷又は著 しい腐食 がある			
53	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(23)	連動機 構	自動作 動装置	設置の 状況	目視又は触 診により確 認する。	取付が堅固 でないと又 は変形、損 傷若しくは 著しい腐食 があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐 食がある	中程度の 腐食があ る	取付が堅 固でな い、又は 変形、損 傷若しくは 著しい腐 食がある			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
54	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(24)	運動機構 手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて構成巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができるものに位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のフレートが脱落していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	速やかに作動させることができるものに設置されていない、周囲に障害物があり操作ができない、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は打ち破り窓のフレートが脱落している	<input type="checkbox"/>		

点検結果写真帳

NO.

写真スペース



NO.

写真スペース



様式2 長寿命化点検票

施設番号	
施設名称	
建物番号	
建物名称	
建築年月日	
延床面積	

点検日	
点検者職・氏名	

様式2 長寿命化点検票

施設番号 :

施設名 :

建物番号 :

建物名称 :

建築年

2022/3/31

番号	部位・設備	仕様	調査方法	耐用年数	保全区分	区分	該当なし	更新年度(西暦)	経過年数	耐用年数経過率	A判定 異常なし 問題なし	B判定			C判定			備考① 点検業者等から早急な改修の指摘がある	備考② 指摘の内容 (点検結果等における指摘の内容を転記)	判定結果	写真No.	業者見積書の有無	見積額(千円)		
												中程度の劣化(ひび割れ等が部分的)	不具合がある 機能上支障がある	点検業者等の指摘がある	著しい劣化(全面にわたる又は部分的に大きなひび割れ等)	雨漏りがある 剥落がある 頻繁な誤動作がある	劣化(ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング欠損等)、不具合、故障等の状況 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴(予定含む)等)								
1	屋根	屋根防水+押さえコン (アスファルト防水)	目視、双眼鏡による目視	30	予防	①(法建築基準)					—	—													
2	屋根	シート系防水 塗膜防水	目視、双眼鏡による目視	20	予防	①(法建築基準)					—	—													
3	屋根	屋根長尺金属板 (金属板葺き) その他 (スレート・かわら他)	目視、双眼鏡による目視	30	予防	①(法建築基準)					—	—													
4	外壁	壁ータイル ※外部天井含む	目視、双眼鏡による目視又はテス トパンマーによる打診	80	予防	①(法建築基準)					—	—													
5	外壁	外壁仕上塗材 (複層仕上塗材、 塗装壁他) ※外部天井含む	目視、双眼鏡による目視又はテス トパンマーによる打診	15	予防	①(法建築基準)					—	—													
6	外壁	金属板その他 ※外部天井含む	目視、双眼鏡による目視又はテス トパンマーによる打診	40	予防	①(法建築基準)					—	—													
7	建具	外部建具	目視又は開閉の状況に より確認	40	監視	①(法建築基準)					—	—													
8	建具	自動扉	目視又は開閉の状況に より確認	80	監視	③(目 自 項)					—	—													

様式2 長寿命化点検票

施設番号 :

施設名 :

建物番号 :

建物名称 :

建築年

2022/3/31

番号	部位・設備	仕様	調査方法	耐用年数	保全区分	区分	該当なし	更新年度(西暦)	経過年数	耐用年数経過率	A判定		B判定			C判定			備考①		備考②		判定結果	写真No.	業者見積書の有無	見積額(千円)
											異常なし 問題なし	異常なし 問題なし	異音、異臭、異常振動がある	不具合がある 機能上支障がある	点検業者等の指摘がある	機能しない	作動しない	劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等の状況 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴(予定含む)等)	指摘の内容 (点検結果等における指摘の内容を転記)							
9	受変電	高圧 (高圧受変電)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	30	予防	② (電気事業)				—	—															
10	発電・静止形電源	非常用発電 (自家発電装置、ディーゼル機関等)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	30	予防	② (電気事業)				—	—															
11	発電・静止形電源	交流無停電電源 (無停電電源装置)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	20	予防	② (電気事業)				—	—															
12	中央監視	中央監視 (中央監視装置)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	15	予防	① (建築基準法)				—	—															
13	通信・情報	通信・情報(防災) (自動火災報知設備)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	20	監視	② (消防法)				—	—															
14	空調設備	温熱源(ボイラー) ※給湯用ボイラーは22に記載	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	15	予防	③ (独自点検)				—	—															
15	空調設備	冷熱源(吸収式冷温水、冷凍機、冷却塔) ※給湯用ボイラーは22に記載	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	20	予防	③ (独自点検)				—	—															

様式2 長寿命化点検票

施設番号 :

施設名 :

建物番号 :

建物名称 :

建築年

2022/3/31

番号	部位・設備	仕様	調査方法	耐用年数	保全区分	区分	該当なし	更新年度(西暦)	経過年数	耐用年数経過率	A判定	B判定			C判定			B備考①	B備考②	判定結果	写真No.	業者見積書の有無	見積額(千円)	
											異常なし 問題なし	異音、異臭、異常振動がある	不具合がある 機能上支障がある	点検業者等の指摘がある	機能しない	作動しない	劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等の状況 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴(予定含む)等)	指摘の内容 (点検結果等における指摘の内容を転記)						
16	空調設備	空気調和機(パッケージ型、ユニット型、FCU、ヒートポンプマルチパッケージ) 全熱交換器、空気清浄装置、ポンプ、タンク、タクト、配管	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	20	監視	③(独自点検)				—	—													
17	換気設備	換気設備(送風機、タクト) ※換気扇は対象外	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	30	監視	①(法建築基準)				—	—													
18	排煙設備	排煙機 ※排煙窓は7外部建具	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	25	監視	①(法建築基準)				—	—													
19	自動制御設備	自動制御	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	15	監視	③(独自点検)				—	—													
20	給排水設備	給排水(給水ポンプ)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	30	監視	①(法建築基準)				—	—													
21	給排水設備	給排水(排水ポンプ)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	30	監視	①(法建築基準)				—	—													
22	給排水設備	給排水(給湯用ボイラー)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	30	監視	①(法建築基準)				—	—													

様式2 長寿命化点検票

施設番号 :

施設名 :

建物番号 :

建物名称 :

建築年

2022/3/31

番号	部位・設備	仕様	調査方法	耐用年数	保全区分	区分	該当なし	更新年度(西暦)	経過年数	耐用年数経過率	A判定	B判定			C判定			B備考①	B備考②	判定結果	写真No.	業者見積書の有無	見積額(千円)	
											異常なし 問題なし	異音、異臭、異常振動がある	不具合がある 機能上支障がある	点検業者等から早急な改修の指摘がある	機能しない	作動しない	劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等の状況 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴(予定含む)等)	指摘の内容 (点検結果等における指摘の内容を転記)						
23	給排水設備	給排水 (給水タンク)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	30	監視	① (建築基準法)				—	—													
24	給排水設備	給排水 (浄化槽)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	30	監視	② (浄化槽法)				—	—													
25	給排水設備	給排水 (給水管)	目視	30	監視	① (建築基準法)				—	—													
26	給排水設備	給排水 (排水管)	目視	30	監視	① (建築基準法)				—	—													
27	消防設備	消防設備一式 ※消火器は対象外	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	30	監視	② (消防法)				—	—													
28	昇降機 その他	エレベーター	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	30	監視	① (建築基準法)				—	—													

点検結果写真帳（屋根）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図(平面図(外壁)に写真の箇所を示す等)を添付すること ●建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（外壁）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図(平面図(外壁))に写真的箇所を示す等)を添付すること ●建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（建具）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図(平面図(外壁))に写真的箇所を示す等)を添付すること ●建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（受変電）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（非常用発電）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号ー連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（交流無停電電源）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（中央監視装置）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（自動火災報知設備）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（空調設備（熱源））

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（空調設備）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（換気設備）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（排煙設備）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（自動制御装置）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（給排水設備）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（消火設備）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

点検結果写真帳（エレベーター）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真是部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図を添付すること ●設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付すること(確認できる場合)

No.		説明	

No.		説明	

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
1	建築物の敷地及び地盤面	敷地内の排水	目視により確認	排水い不良があること。			
2	建築物の敷地及び地盤面	植栽	目視により確認	植栽に一目で分かる枯れ、傾き、病害虫の発生があること。			
3	屋根葺き材等	屋根葺き材、内装材、外装材、帳壁、パラペット、建具	タラップ、庇、とい等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがある亀裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。		
4	屋根葺き材等	高架水槽、冷却塔、手摺、煙突、その他建築物の屋外に取付けるもの	エキスパンションジョイント金物等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	漏水、変形、さびその他の腐食、シーリングの破断があること。 結合部における緩みがあること。 部材に一目で分かるずれ、変形があること。		
5	床及び階段	共通	屋外階段の外観及び固定	目視及び触診、歩行により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。		
6	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画の部材の外観	目視により確認	各部材及び接合部に亀裂その他の損傷があること。		
7	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	鉄骨の耐火被覆の外観	点検口から目視により確認	耐火被覆の剥がれによる鉄骨の露出があること。		
8	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画を構成する床の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。		
9	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画を構成する壁の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
10	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	配管、ダクト等の防火区画貫通処理の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は損傷があること。		
11	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	防火設備本体と枠の外観及び固定	目視及び触診により確認	防火区画の開口部に設けられた防火設備に変形又は損傷があること。取付けが堅固でないこと。		
12	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	防火設備の作動	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動により確認	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがある作動不良があること。感知器との連想に作動不良があること。		
13	屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、又は排除するための部分		排水溝の外観	目視により確認	ルーフドレン及びといに排水不良があること。		
14	静穏を必要とする室		静穏に必要な部材の外観	目視、聴診及び建具の開閉具合等により確認	壁、窓、出入口その他当該室と当該室以外の部分を区画する部分に防音上の支障となる亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。		
15	建具	共通	建具の外観及び作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良があること。 気密性を損ない、かつ室内環境に悪影響をおよぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。		
16	建具	自動扉その他自動的に開閉するもの	自動扉の作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	センサー、制動装置その他の安全装置に作動不良があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
17	階段、バルコニー等	階段各部の外観及び固定	目視及び触診により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
18	階段、バルコニー等	特別避難階段の付室の窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。			
19	階段、バルコニー等	非常用エレベーター兼降口バーの外気に向かって開くことのできる窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。			
20	階段、バルコニー等	避難上有効なバルコニーの手摺等の劣化、損傷	目視及びテストハンマー等による打診により確認	さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
21	階段、バルコニー等	避難器具の外観及び作動	目視及び作動により確認	避難ハッチに開閉不良があること。 避難器具が使用できないこと。			
22	階段、バルコニー等	防護柵の外観	目視により確認	安全かつ円滑な利用の支障となるおそれがある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
23	階段、バルコニー等	防煙壁の外観	目視により確認	防煙壁に亀裂、破損、変形があること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
24	屋内及び屋外の案内表示		案内表示の外観	目視により確認	容易に確認でき、かつ、利用者を目的地に円滑に誘導することの支障となる亀裂、その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色があること。脱落があること。		
25	建築設備	共通	全ての機器類の作動	目視、聴診（異音）、触診（発熱）、振動及び臭気（異臭）により確認 専門業者による点検結果の確認	建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能に著しい低下があること。作動不良があること。 汚損、損傷、返照、変形、異音、異臭、脱落があること。		
26	建築設備	共通	基礎、架台の外観	目視により確認 専門業者の点検結果の確認	基礎、架台部分に亀裂 その他の損傷、変形又は腐食があること。		
27	建築設備	設備機器	分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定	目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
28	建築設備	設備機器	端子盤の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
29	建築設備	設備機器	照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
30	建築設備	設備機器	監視カメラの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
31	建築設備	設備機器	自動火災警報装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
32	建築設備	設備機器	音声誘導装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
33	建築設備	設備機器	インターホンの外観及び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
34	建築設備	設備機器	トイレ等呼出装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
35	建築設備	設備機器	太陽光発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
36	建築設備	設備機器	分力発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
37	建築設備	設備機器	構内情報通信網装置の外観及び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
38	建築設備	設備機器	構内交換機（PBX）の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
39	建築設備	設備機器	拡声装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
40	建築設備	設備機器	映像、音響装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
41	建築設備	設備機器	情報表示装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
42	建築設備	設備機器	テレビ共同受信装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
43	建築設備	設備機器	テレビ電波障害防除装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
44	建築設備	設備機器	駐車場管制装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
45	建築設備	設備機器	入退室管理装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
46	建築設備	設備機器	航空障害灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
47	建築設備	設備機器	予備電源の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	キュービクルの本体及び接合部に腐食又は緩みがあること。 蓄電池に損傷、腐食、液漏れがあること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷があること。 基礎架台への取付けが堅固でないこと。		
48	建築設備	設備機器	外灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
49	建築設備	設備機器	電光掲示板の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
50	建築設備	設備機器	構内配電線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
51	建築設備	設備機器	構内通信線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。		
52	建築設備	設備機器	熱源機器（冷凍機、冷却塔、ボイラー等）の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
53	建築設備	設備機器	製缶類（オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等）の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	製缶類に腐食又は漏れがあること。 上部に駐車していること。		
54	建築設備	設備機器	空気調和機等（空調機、ファンコイル、空気清浄装置等）の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
55	建築設備	設備機器	送風機類の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
56	建築設備	設備機器	ポンプ類の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
57	建築設備	設備機器	消火機器（消火器含む）の外観及び固定	目視、触診により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 ヘッドに一目で分かる傾き、変形、腐食があること。		
58	建築設備	設備機器	中央監視装置の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
59	建築設備	設備機器	自動制御装置の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
60	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	ダクト（給排気口含む）の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ダクト及び接続部に一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は緩みがあること。 給排気口に通気不良があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
61	建築設備 配線、配管及び風道 その他のダクト	防火、防煙ダンパー類 の外観、固定及び作動	目視又は触診により確 認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みが あること。 ダンパーに作動不良があ ること。 感知器との連動に作動 不良があること。			
62	建築設備 配線、配管及び風道 その他のダクト	支持金物の外観及び 固定	目視又は触診により確 認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みが あること。			
63	建築設備 配線、配管及び風道 その他のダクト	配管の外観及び固定	目視又は触診により確 認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みが あること。 配管に腐食又は漏水が あること。			
64	建築設備 配線、配管及び風道 その他のダクト	配線の外観及び固定	目視又は触診により確 認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みが あること。 配線に汚損、損傷、偏 食、腐食、断線、変形が あること。			
65	建築設備 給水設備及び排水設 備	温熱源機器（ボイ ラー、湯沸器等）の 外観、固定及び作動	目視、聴診（異音）、 触診（発熱）、振動及 び臭気（異臭）により確 認 専門業者による点検結 果の確認	取付けが堅固でないこ と。 一目で分かる亀裂その他の 損傷、変形若しくは腐 食があること。 運転時に異常音、異常 な振動又は異常な発熱 があること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
66	建築設備	給水設備及び排水設備	タンク類の外観及び固定	目視及び触診により確認	本体、架台に損傷、変形、腐食、漏水又は基礎に亀裂があること。		
67	建築設備	給水設備及び排水設備	衛生器具の外観及び固定	目視及び触診により確認	取付が堅固でないこと。 一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。		
68	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工作物		擁壁躯体の外観及び擁壁の水抜きパイプの詰まり	必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により確認 手の届く範囲は必要に応じて棒の挿入により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 目地部より土砂が流出していること。 水抜きパイプに詰めがあること。		
69	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工作物		門扉の外観及び作動	目視及び触診又は作動により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 亀裂その他の損傷若しくは腐食、接合部における緩みがあること。 一目で分かるさび又は損傷があること又は作動不良があること。		
70	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工作物		鉄塔の外観	必要に応じて居双眼鏡等を使用して目視により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 基礎に亀裂、欠損、さび汁があること。 鉄塔に一目で分かる亀裂、変形、塗装の劣化、さびその他の腐食、接合部における緩みがあること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
71	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工作物	広告塔の外観	必要に応じて居双眼鏡等を使用して目視により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 基礎に亀裂、欠損、さび汁があること。 広告塔に一目で分かる亀裂、変形、塗装の劣化、さびその他の腐食、接合部における緩みがあること。			
72	駐車場及び敷地内の通路	駐車場、車路の外観	目視により確認	人の通行及び物品の積載に支障を及ぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料に剥離があること。 出入口ミラー、区分の白線の視認性に支障があること。 車止めにぐらつきがあること。			
73	駐車場及び敷地内の通路	歩道、玄関ポーチ等の外観	目視及び歩行により確認	人の通行及び物品の積載に支障を及ぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料に剥離があること。			
74	災害応急対策を行なう為に必要な建築物等	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備の外観	目視により確認	建築物等の浸水を防御する機能に支障を及ぼすおそれがある亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
75	免震構造又は制震構造の建築物等	免震装置又は制震装置の外観	目視により確認	免震又は制震の降下を損なうおそれがある部材及び機構の亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩みがあること。			